

狭あい道路解消のための取組に係る 調査及び事例集

令和2年7月

国土交通省住宅局市街地建築課

狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集

— 目 次 —

はじめに 本事例集の趣旨・目的.....	1
第1章 狭あい道路の拡幅整備に係る実態.....	3
(1) 「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」の概要.....	3
(2) 「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」の結果.....	4
第2章 狭あい道路解消のための取組事例.....	13
(1) 義務ではない喉元敷地の拡幅による狭あい道路の解消—津市.....	15
(2) 自治会との協力によって、地域から要望のあった箇所の狭あい道路を解消—津市.....	17
(3) 建築用地に連続する用地で事業を実施する場合にも助成金を適用し、面的に拡幅—浜田市... ..	19
(4) 狭あい道路連続的整備等促進のための助成金による連続的な狭あい道路の拡幅—世田谷区 ..	21
(5) 地域のつながりの中で事業の周知が図られ連続した敷地で事業を実施—津市.....	23
(6) 狭あい道路を全て拡幅するまでの措置として、車のすれ違い待避スペースを整備—市川市 ...	25
(7) 後退用地における無償使用契約を締結し、所有権は民のままで、行政が管理—世田谷区 ..	28
(8) 後退用地を自主管理する場合に、「自主管理後退杭」を設置—岡崎市 ...	30
(9) 密集市街地内に狭あい道路整備対象地区を設定し、重点的に事業を展開—府中町 ...	33
(10) 条例を定め、拡幅整備を加速化する取組を実施—杉並区 ...	35
(11) 狭あい道路拡幅整備進捗管理表によって狭あい道路の事業進捗を管理—静岡市 ...	37
(12) 事業 PR 活動として広報動画を作成—岡崎市.....	38
第3章 「狭あい道路整備等促進事業」の制度導入事例.....	40

はじめに 本書の趣旨・目的

建築基準法においては、市街地環境等の確保を図る観点から都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地は原則として幅員 4 m以上の道路に 2 m以上接していなければならぬこととされています。しかし、建築基準法の適用や都市計画区域等の指定の際にすでに建築物が立ち並んでいるような場合にあっては、建築物の敷地が幅員 4 m未満の道路にしか接していない場合もあります。このような狭あい道路は、災害時の避難路、日照や通風等の確保など安全で良好な環境を形成する上で問題があり、狭あい道路の拡幅を促進することは重要な課題です。

国土交通省においては、平成21年度（2009年度）に狭あい道路整備等促進事業を創設し、平成22年度（2010年度）以降は社会資本整備総合交付金の基幹事業として、地方公共団体が行う道路情報の整備や道路の拡幅整備に対する支援を行っているところです。

平成31年度（2019年度）予算において、下記の通り事業期間が延長[※]されたことを踏まえ、地方公共団体における事業の活用状況を把握し、一層の取組を推進することを目的として、国土交通省において実施した実態調査の結果及び公益財団法人日本住宅総合センターにおいて「狭あい道路解消のための拡幅整備事業における優良事例の調査」として実施した地方公共団体における取組の現状と解消に向けた取組事例に関する調査の結果を、当該センターの協力を得て国土交通省においてとりまとめたものです。

※平成 31 年度（2019 年度）予算において、以下のとおり事業期限を延長しています。

- ・狭あい道路の情報整備については、令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで延長
- ・狭あい道路の拡幅整備については、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで延長

<用語の定義>

- ・狭あい道路：幅員 4m 未満の道路（なお、狭あい道路整備等促進事業においては建築基準法第 4 2 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による指

定を受けた道路、同法に基づく指定を受けていない通路又は同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものの道路情報の整備や道路の拡幅整備に対する支援を行っている。)

- ・喉元敷地：建築基準法第42条第1項の規定による道路と狭あい道路の交差点部に接する建築物の敷地
- ・後退用地：狭あい道路に接する建築物等の敷地のうち、狭あい道路の拡幅整備のために供出される部分

第1章 狭あい道路の拡幅整備に係る実態

第1章では、国土交通省において実施した、「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」の結果からわかる地方公共団体の取組状況の実態について紹介します。

(1) 「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」の概要

国土交通省では令和元年5・6月に「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」(以下、「実態調査」といいます。)を行いました。

調査対象	令和元年度に狭あい道路整備等促進事業 [※] の活用を予定している地方公共団体(283団体)
調査期間	令和元年5、6月
回答数 (回答率)	273団体(96.8%)

※社会資本整備総合交付金の基幹事業

～用語の定義～

実態調査における、補助の項目は、以下の「社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編 国費の算定方法 イ-16-(13) 2 狭あい道路拡幅整備事業」に記載されている内容を指します。

表 1-1 補助の対象項目

イ	測量	狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
	調査・設計	
	分筆・登記	
	用地の取得	
	築造	
	舗装	
	損失の補償	
ロ	門、塀等の除却	狭あい道路の拡幅整備のために必要となる土地を供出するための門、塀、電柱等の工作物又は樹木等(以下「門、塀等」という。)について通常適当と認められる方法による除却又は移設に要する費用
	門、塀等の移設	
ハ	門、塀等の新設	門、塀等の新設に要する費用(ただし、既存の門、塀等の移設に要する費用を上限とする。)

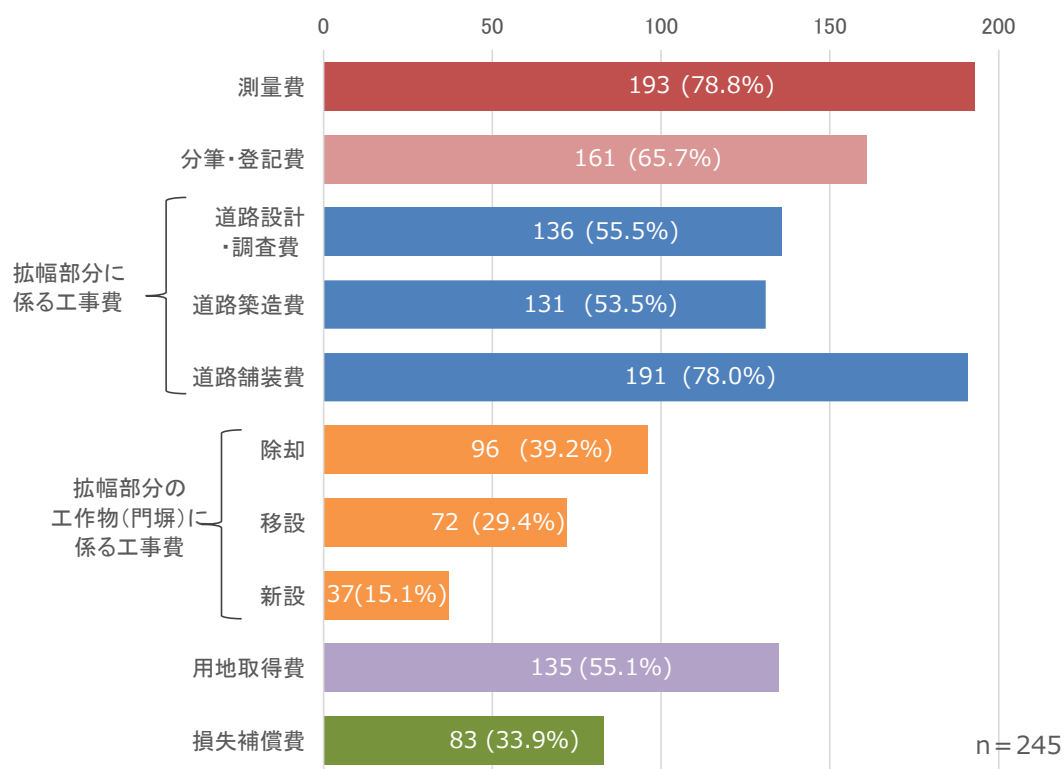
(2)「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」の結果

1) 地方公共団体において補助対象としている項目

回答のあった273団体のうち、データベース作成等のみを行なっている28団体を除き、拡幅整備事業に係る何らかの補助を行なっている245団体について分析したものです。

「測量費」「道路舗装費」は、8割程度の地方公共団体で補助の対象としています。

また、「分筆・登記費」は6割以上、「用地取得費」は概ね半数以上の地方公共団体で補助対象としています。



※図中括弧内は、n数に占める割合

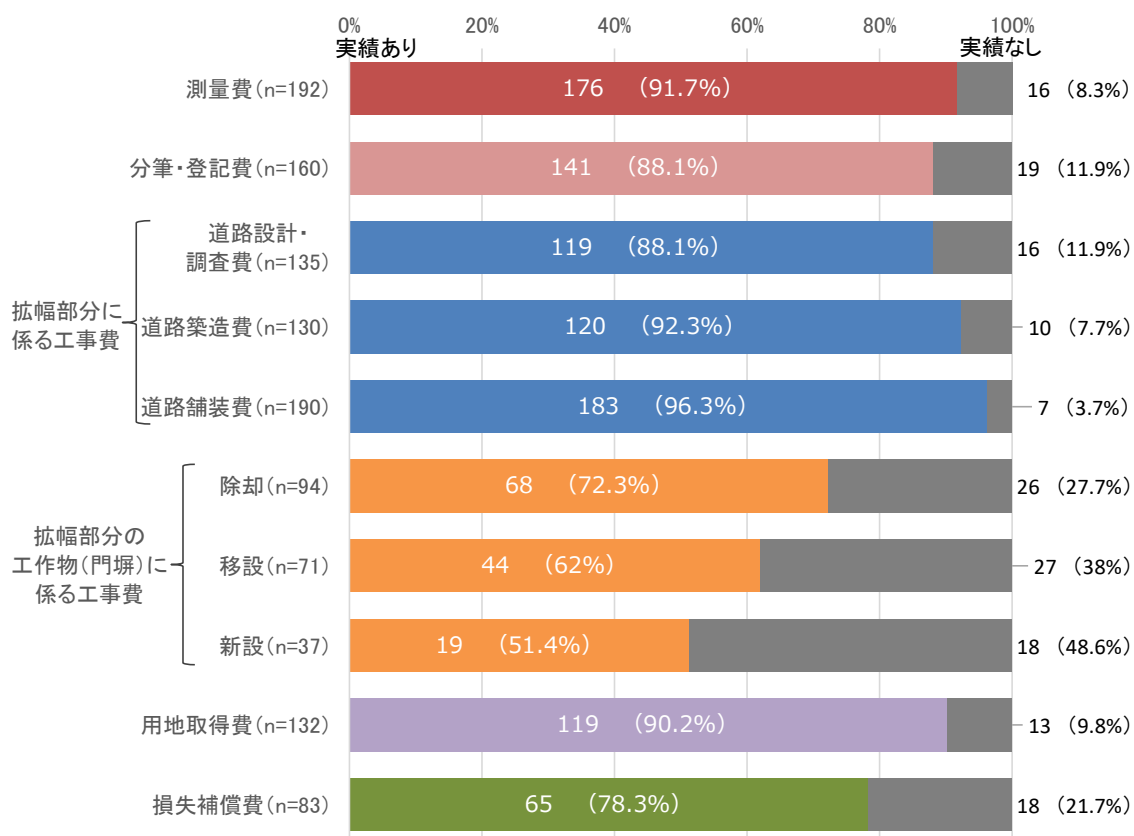
図 1-1 地方公共団体において補助対象としている項目（件）

2) 補助対象項目別の地方公共団体における補助実績（過去5年間）

各項目について、補助対象としている地方公共団体のうち、過去5年間の実績の有無について調査を行いました。

最も活用実績のある項目は「道路舗装費」で、補助対象としている地方公共団体の9割以上で制度が活用されています。また、「測量費」「分筆・登記費」「道路設計・調査費」「道路築造費」「用地取得費」についても、約9割で実績を有しており、境界の確定や道路の拡幅工事に係る費用については、殆どの地方公共団体で実績を有しているという結果になりました。

一方で、「拡幅部分の工作物（門扉）に係る工事費」については、5～7割の地方公共団体で実績がありました。



※図中括弧内は、n数に占める割合。

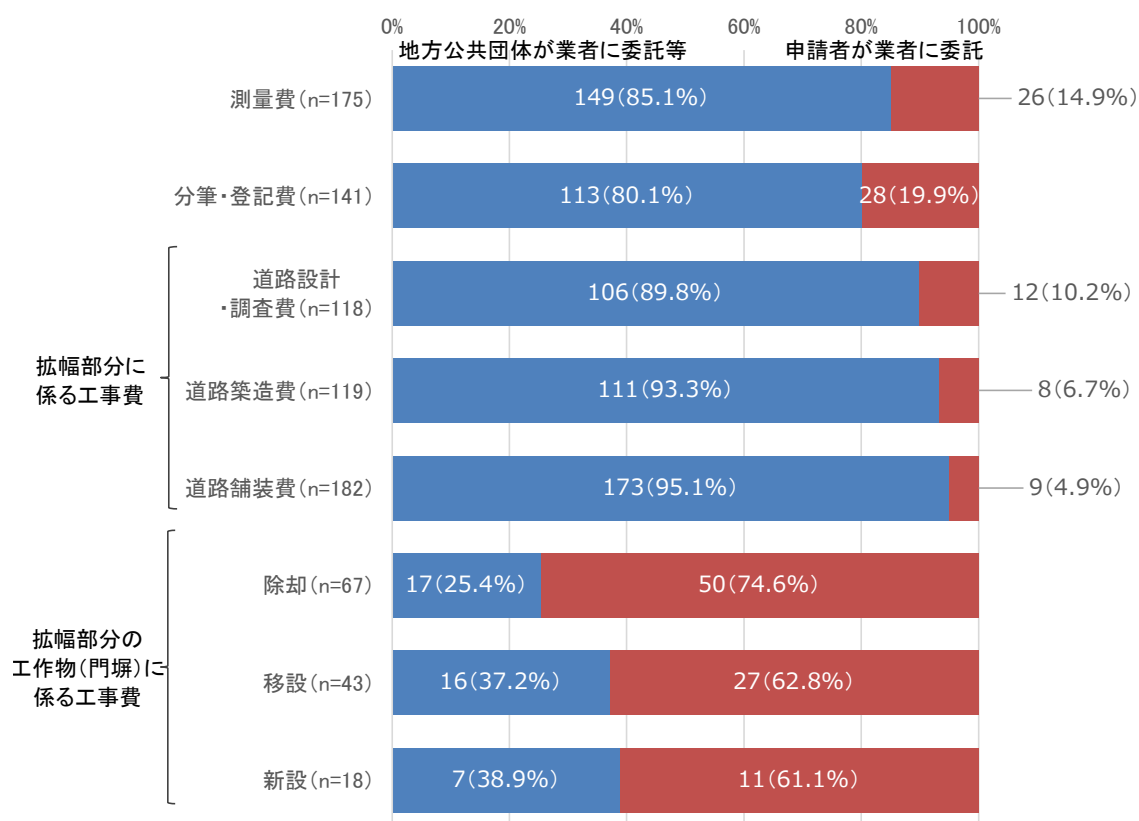
※1) で補助対象としていると回答のあった地方公共団体のうち、補助実績について無回答であった地方公共団体を除いて集計

図 1-2 補助対象項目別の地方公共団体における補助実績

3) 狭あい道路整備促進事業に係る施工者（実施者）

狭あい道路の拡幅整備にあたって必要となる調査や登記、工事等について、その施工者（実施者）に関する調査を行いました。

拡幅部分の工作物に係る工事を行う場合を除き、多くの場合において、地方公共団体が業者に委託等を実施している割合が高く、申請者が業者に委託を実施したものについて補助を行っているのは、概ね2割以下となっています。



※図中括弧内は、n 数に占める割合

図 1-3 狭あい道路整備に係る事業実施者及び地方公共団体の委託方法

4) 後退用地に関する寄付制度の有無

後退用地の地方公共団体への寄付については、約8割の地方公共団体で制度が設けられています。

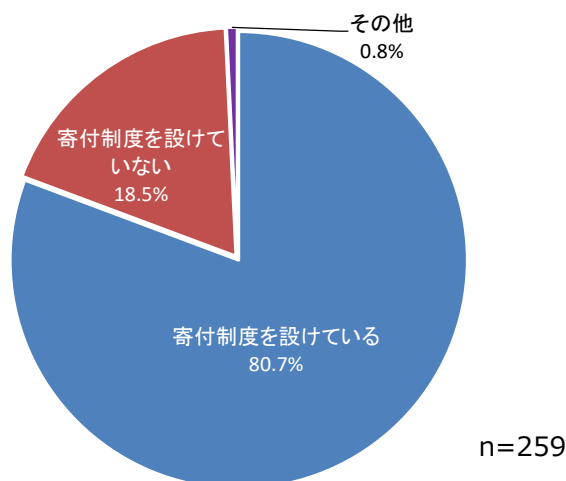
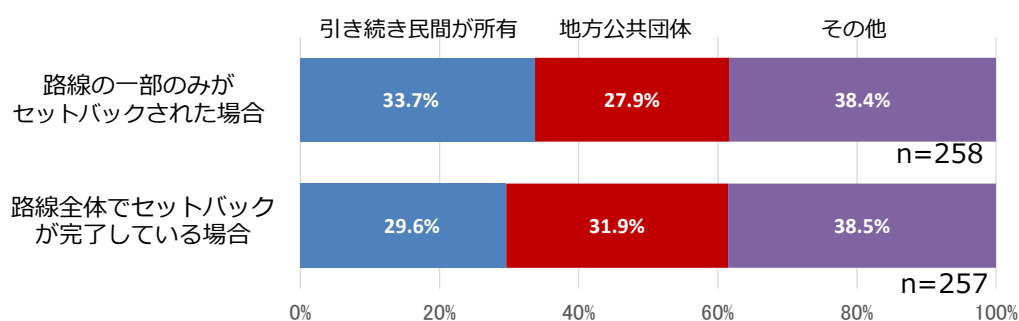


図 1-4 後退用地の寄付制度の有無

5) 後退用地部分の所有者

後退用地部分の所有者の実態について、「路線の一部のみがセットバックされた場合」と、「路線全体でセットバックが完了している場合」に分けて調査をしたものです。後者の場合は前者の場合に比べて地方公共団体が所有することが多くなっています。

また、その他と回答した地方公共団体が4割程度であり、その理由として、路線全体でのセットバックが完了しているかどうかに関わらず市道認定されているかどうかによるなど他の条件を課している地方公共団体も一定数あります。



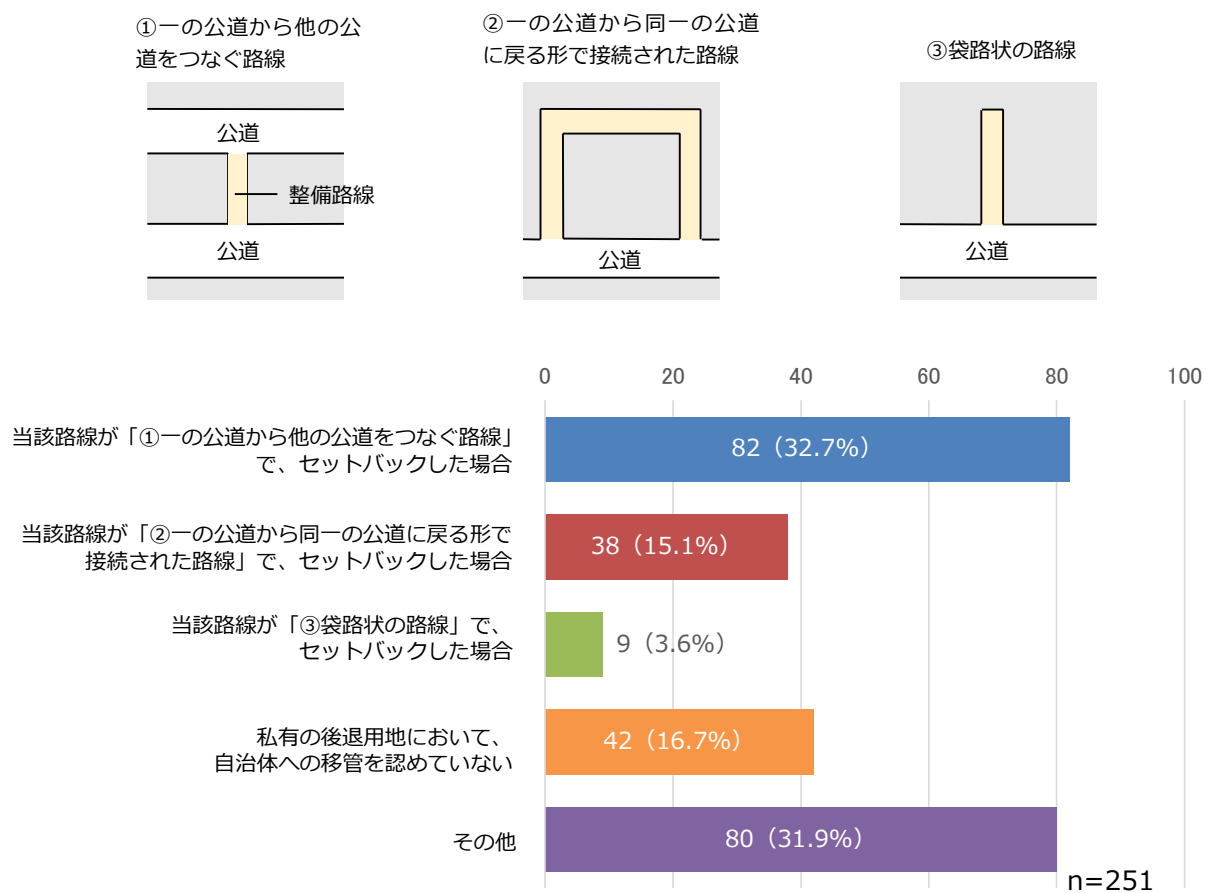
(「その他」を選択した理由)
 ・市道認定されている道路か否かによって異なる
 ・路線の公共性や重要性で判断している
 ・土地所有者の意向による 等

図 1-5 後退用地の部分の所有者

6) 地方公共団体への移管事例

私有の後退用地に関し、地方公共団体への移管を行っている事例として最も多いものについて整理しました。なおアンケート調査においては、「①一の公道から他の公道をつなぐ路線」、「②一の公道から同一の公道に戻る形で接続された路線」、「③袋路状の路線」の3つの種類の路線を想定した選択肢となっています。

当該路線が「①一の公道から他の公道につなぐ路線」で、セットバックした場合に移管を認めた地方公共団体が多くなっています。

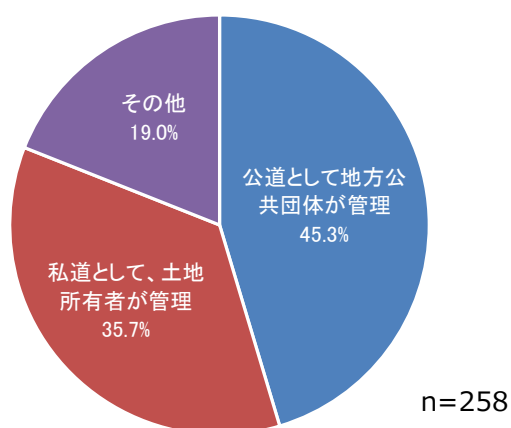


※図中括弧内は、n 数に占める割合

図 1-6 地方公共団体への移管事例

7) 後退用地の維持管理

補助事業によって整備された後退用地の維持管理について、「公道として地方公共団体が管理」している場合が最も多く、約45%、一方、「私道として、土地所有者が管理」しているケースも約35%となっています。



※「私道として土地所有者が管理」と回答した地方公共団体（35.7%）のうち、19.6%は地方公共団体が必要に応じて指導

※後退用地の公共の用に供する道路としての維持管理について、各地方公共団体で最も多いものを選択

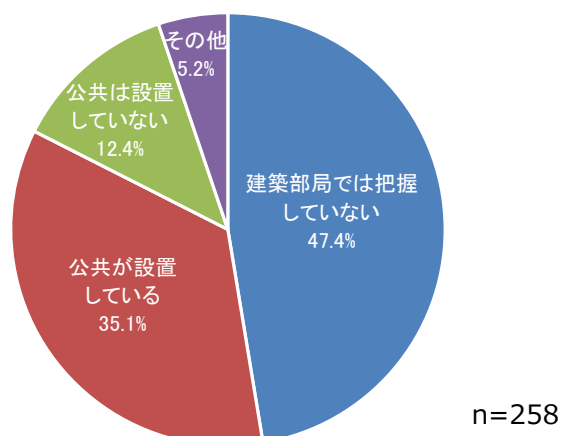
（「その他」を選択した理由）

・地方公共団体が所有していない道であっても、使用貸借されれば地方公共団体で管理等

図 1-7 後退用地の維持管理主体

8) 私有の後退用地における地下埋設物の設置

後退用地が私有のままである場合の地下埋設物（上下水道管など）の設置状況について整理したものです。地下埋設物の設置については、各インフラ事業の部署の担当であることなどから、建築部局では把握をしていないという地方公共団体が約半数であった一方、私有の後退用地であっても設置に必要な部分の所有者の同意を得た上で「公共が設置している」という地方公共団体が約3割ありました。また、私有の後退用地には設置しないという地方公共団体も約一割ありました。その他、下水道のみ設置しているという地方公共団体もあります。



(「その他」を選択した理由)

- ・ 各地下埋設物管理者の判断
- ・ 設置を必要とする者が関わる部署と直接協議
- ・ 下水道の設置は、土地所有者の同意を得た上で、公共が設置する場合があるが、上水道は使用者が設置する等

図 1-8 私有の後退用地における地下埋設物の設置

～地下埋設物の設置等の際、他人の土地を使用する場合の手続き～

地下埋設物を設置する際、他人の土地を使用しなければ工事の実施が困難な場合があります。工事実施の際、工事実施に係る土地所有者の同意を確認する書類等の提出を要件とすると、所有者を特定することが困難な場合などに、工事の実施が滞るなどの問題が想定されます。

そこで、円滑な手続きや工事の実施ため、いくつかの地方公共団体では、あらかじめ条例等で一定のルールを定めることにより個別の工事に係る土地所有者の同意を確認する書類等の提出を不要とするなどの取組みを実施しております。

○給水装置の設置工事に係る土地所有者の同意書の提出手続きの廃止

【京都府京都市の事例】

京都市では条例により、土地所有者は、市へ水道水の給水を申請する者（以下、「給水申請者」という。）から給水装置工事に必要な土地の使用の申込みがあった場合には、正当な理由がない限りこれを承諾することを拒んではならないことを規定しました。また、給水申請者の誓約事項に、「給水装置工事の施行に関して利害関係者から異議があった場合には、給水申請者の責任において解決する」ことを追加したうえで、他人の土地を使用して給水装置工事を行う場合に求めていた、土地所有者の承諾書の写しの提出を求めないこととしました。なお、必ずしも無断で工事をしてよいというものではありません。

（関連規定など）・京都市水道事業条例 第5条の2

【大阪府和泉市の事例】

和泉市では、工事実施に係る土地所有者等の利害関係人の同意書の提出を要求していましたが、条例施行規程を改正し、他人の所有する私道を通ずる給水装置を設置する場合について、「利害関係人から異議があった場合、工事申込者の責任において紛争解決する」旨の誓約書の提出を求めることにより、同意書の提出を不要としました。

（関連規定など）・和泉市水道事業給水条例施行規程 第6条

○私道整備に係る補助金交付申請手続きにおける土地所有者の承諾書の省略

【熊本県熊本市の事例】

熊本市では、私道整備に係る費用の補助を行っており、通常は補助金の申請にあたっては私道敷地が複数人の共有となっている場合に、土地所有者全員の承諾書が必要ですが、

- (1) 反対又は態度保留の意思表示をしている者がいないこと
- (2) 土地の所有権の持ち分の割合の過半数の承諾書が提出されていること
- (3) 承諾書を得られない土地所有者が次のいずれかに該当すること

ア 所在が確認できない

イ 病気等により判断能力が欠け又は不十分で、後見人等の代理人が存在しない

の(1)～(3)のすべてに該当する場合は(3)に掲げる土地所有者の承諾書の提出を省略することができることとしています。

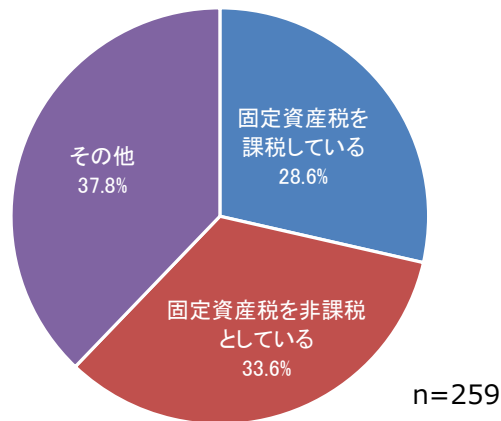
（関連規定など）・熊本市私道整備補助金交付申請における承諾書の取扱いに関する要綱

※ なお、法務省において開催した「共有私道の保存・管理等に関する事例研究会」において、所有者不明私道への対応ガイドラインが取りまとめられておりますので、ご参考ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00203.html

9) 私有の後退用地に対する固定資産税の課税状況

私有の後退用地に関し、固定資産税を課税している場合と非課税としている場合が約3割で同程度ありました。その他については、所有者からの申請があった場合に非課税とする、後退用地が分筆されている、道路として通行可能であるなど、状況に応じて非課税とするかどうかを判断しています。



※ 私有の後退用地の課税について、各地方公共団体で最も多いものを選択

(「その他」を選択した理由)

- ・後退用地部分が分筆されているかどうか、個人の所有物の有無等によって異なる
- ・申請があれば、都度判断をしている
- ・建築部局では把握していない 等

図 1-9 私有の後退用地に対する固定資産税の課税状況

第2章 狭あい道路解消のための取組事例

国土交通省で行ったアンケート調査に加えて、狭あい道路整備等促進事業を活用している地方公共団体について追加調査を行いました。

追加調査では、都市計画・建築・まちづくりに関する部署において、狭あい道路解消のための独自の取組を行っている地方公共団体を対象として、近年の補助実績や事業を実施する上で工夫している点などについてアンケート調査を行い、回答のあった地方公共団体に対して、追加のヒアリング調査を行っております。

第2章では、追加調査によって得られた積極的な取組を行っている地方公共団体の工夫やそれらを活かした事業の事例について紹介します。

<追加調査・アンケート調査>

調査対象	26 市区町に対し、アンケート調査を実施。
調査時期	令和元年 12 月
アンケート内容	・補助の実績および件数 ・後退用地の寄付及び買取の基準 など

<追加調査・ヒアリング調査>

調査対象	21 市区町に対し、ヒアリング調査を実施。
調査時期	令和元年 12 月～令和 2 年 2 月
ヒアリング内容	・これまでに実施した事業事例 ・事業実施の際の課題及び実施する上での工夫 ・事業完了後の後退用地の維持管理 ・今後の課題 など

表 2-1 狭あい道路解消のための取組事例一覧

	No.	地方公共団体名	概要	頁
関係者間の協力により狭あい道路を解消した取組	(1)	三重県津市	地権者のみならず、土地家屋調査士・不動産業者・ハウスメーカーへ積極的に働きかけることで事業を促進した事例	15
	(2)	三重県津市	自治会からの要望と協力によって狭あい道路の区間を拡幅した事例	17
複数の用地で拡幅整備が実現した取組	(3)	島根県浜田市	拡幅用地に連続する敷地も事業の対象とすることで、面的に拡幅を推進している事例	19
	(4)	東京都世田谷区	拡幅事業の際に、近隣住民に拡幅を促し、助成金により支障物を移設してもらい連続的な拡幅を推進している事例	21
	(5)	三重県津市	地域のつながりの中で事業の周知が図られることで、連続して拡幅を推進している事例	23
狭あい道路の解消には至っていないが地域の環境改善に向けた取組	(6)	千葉県市川市	狭あい道路を拡幅するまでの措置として、車の待避スペース（まごころゾーン）を整備し、狭あい道路の環境の改善を図っている事例	25
民有地の後退用地の管理に関する取組	(7)	東京都世田谷区	後退用地の無償使用契約により、所有者は変更せずに、区が管理を行っている事例	28
	(8)	愛知県岡崎市	後退用地を自主管理する場合に、「後退杭」を設置し、所有者による適切な管理を促している事例	30
事業の円滑な進め方に関する取組	(9)	広島県府中町	密集市街地内に重点的に狭あい道路の解消に取り組むべき地域として狭あい道路整備対象地区を設定し狭あい道路の解消に取り組んでいる事例	33
	(10)	東京都杉並区	条例により狭あい道路の拡幅整備を促進している事例	35
	(11)	静岡県静岡市	「狭あい道路拡幅整備進捗管理表」によって、市内の狭あい道路の事業進捗を管理している事例	37
事業促進のための取組	(12)	愛知県岡崎市	狭あい道路に対する広報活動のためPR動画を作成した事例	38

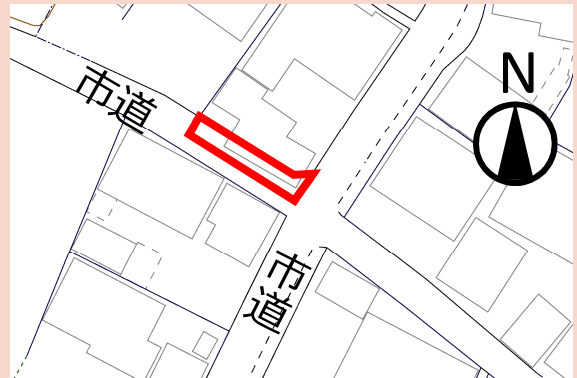
本事例の事業対象地は南北の市道と東西の市道との交差点部であり、東西の抜け道となっていたため、以前から交通量の多い場所でした。

幅員が4m以上の道路と幅員が4m未満の通路に面するいわゆる喉元敷地と呼ばれる土地であり、建築基準法上は、接道要件を満たしていたため、4m未満の通路の後退の義務はありませんでした。

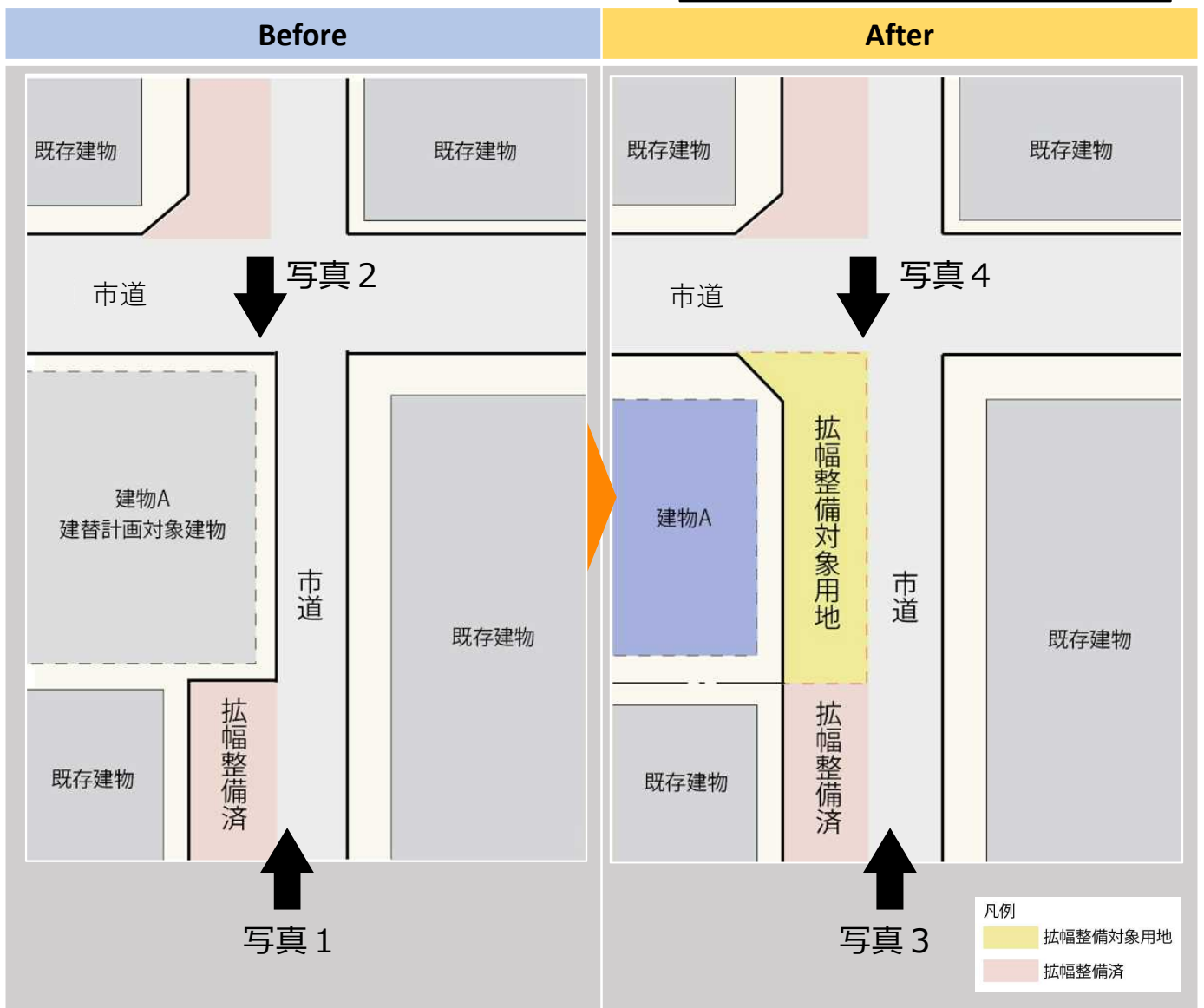
敷地内の建築物の建替えが計画され、市に不動産業者が相談に来たことをきっかけとして、地権者に後退のお願いをするなど、積極的に交渉を行うことで、狭あい道路の拡幅を行いました。その際、狭あい道路拡幅整備事業をインセンティブとして活用しました。

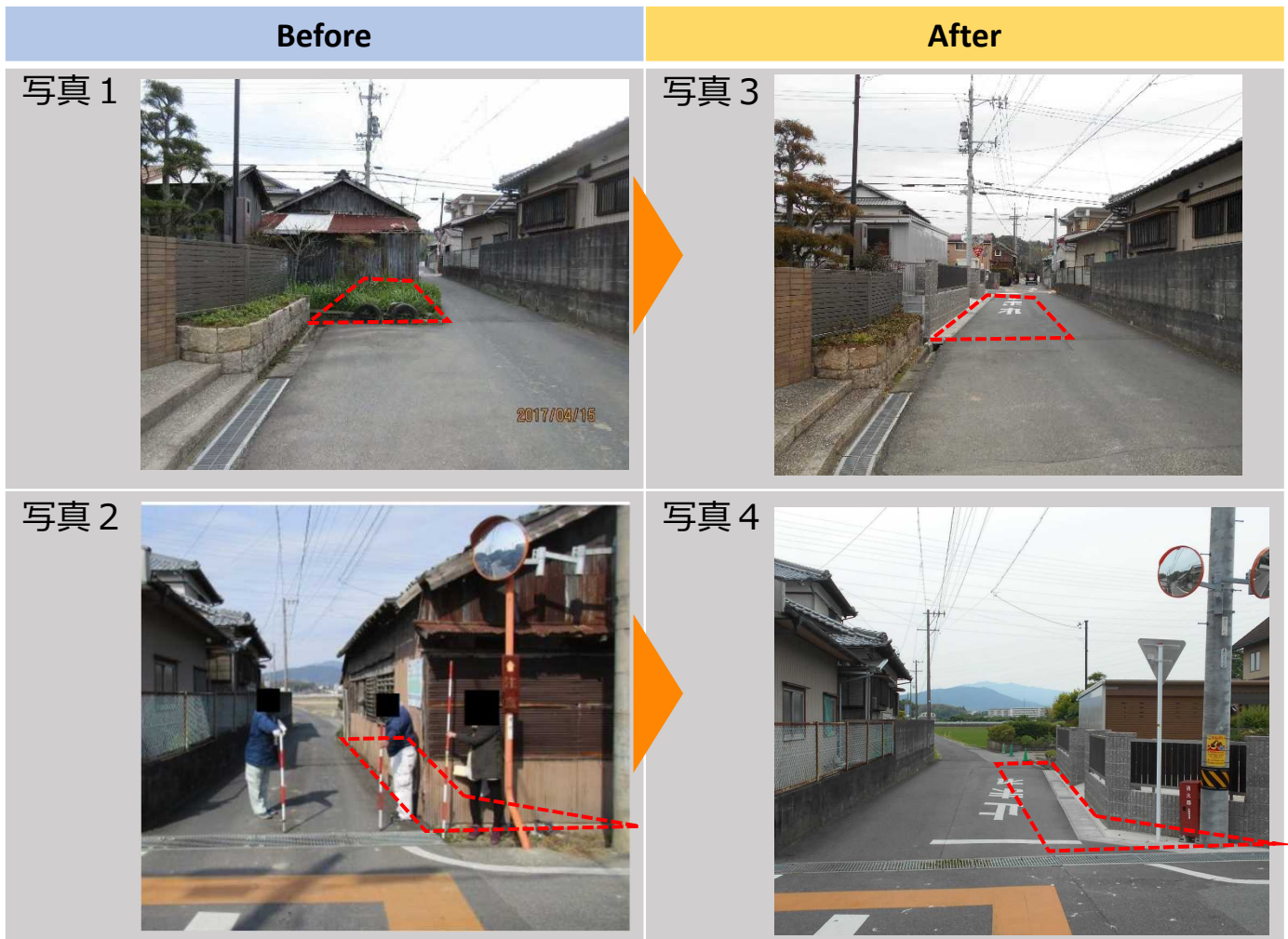
また、関係団体の研修会で講師を務め、関係者への事業の周知を図っています。

<事業対象地の周辺状況>



<講習会の様子>





取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

ハウスメーカーが建替工事に関する事前相談で来庁した際に、狭あい道路拡幅整備事業の活用を打診しました。また後日、不動産会社が狭あい道路拡幅整備事業の活用に向けた相談に来られたため、本来は後退義務のない部分を拡幅することとなるため、市としてもできるだけ協力することを伝えることで、スムーズに地権者との交渉に望むことができました。結果的に、幅員2.6~3.5mほどであった道路を4.3~5.3mまで拡幅することができました。

建築基準法において後退の義務がない喉元敷地については、道路拡幅のためのアプローチが難しいですが、事業主体の職員が日頃から狭あい道路に問題意識を持ち日々の業務に望むことで、後退の機会をうまく捉え狭あい道路拡幅整備事業の提案が行えたました。また、ハウスメーカー・不動産会社・土地家屋調査士などの関係者からも地権者と折衝を行っていただけたことが実現に至った重要なポイントと思われまます。

狭あい道路の拡幅の検討は、建築の計画段階から考慮されることで、より合意を得やすくなることから、当市では、三重県土地家屋調査士会や三重県宅地建物取引業協会の研修会で講師を務め、関係者への事業の周知を図っています。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

測量費、分筆・登記費、用地取得費、道路築造費

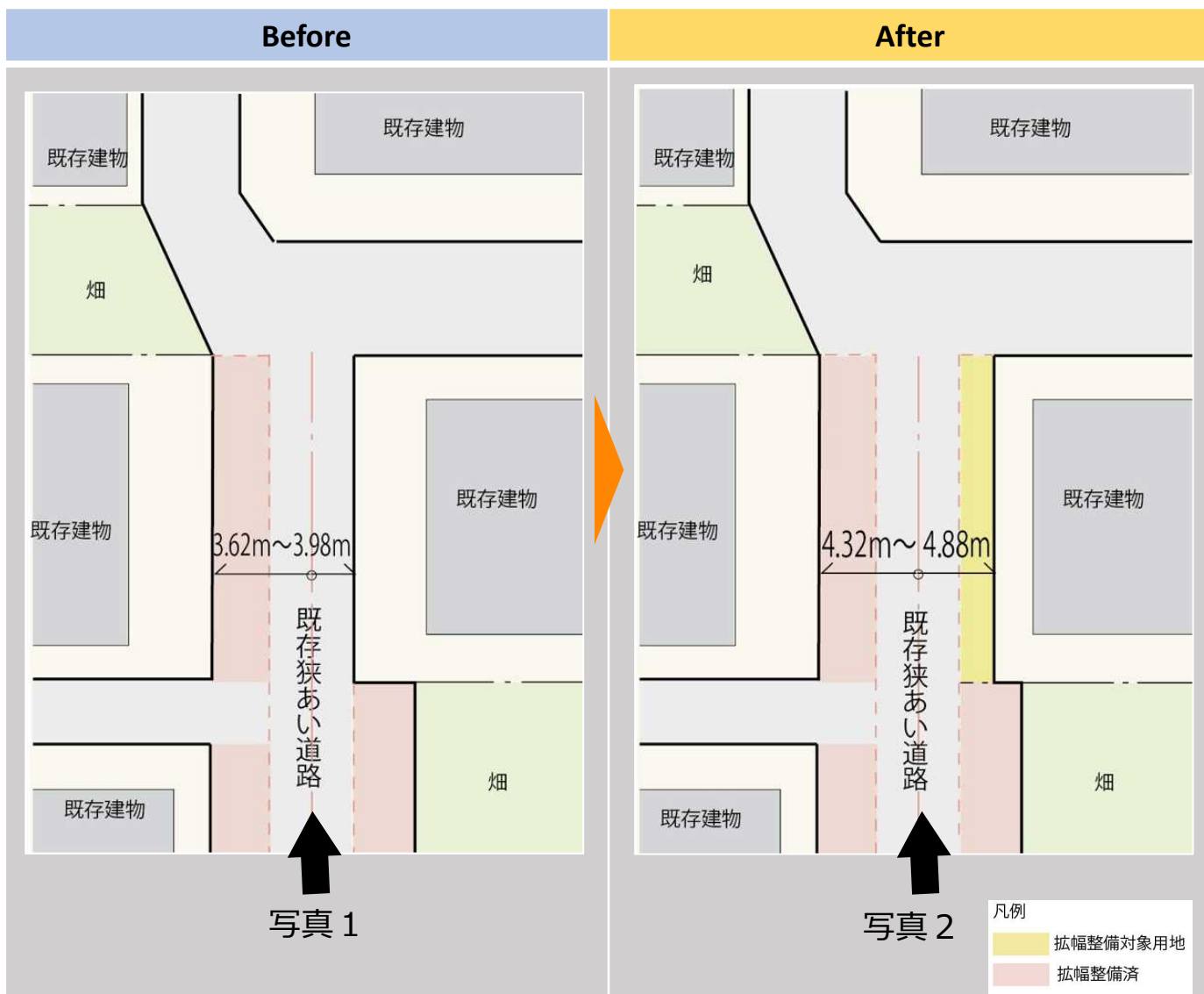
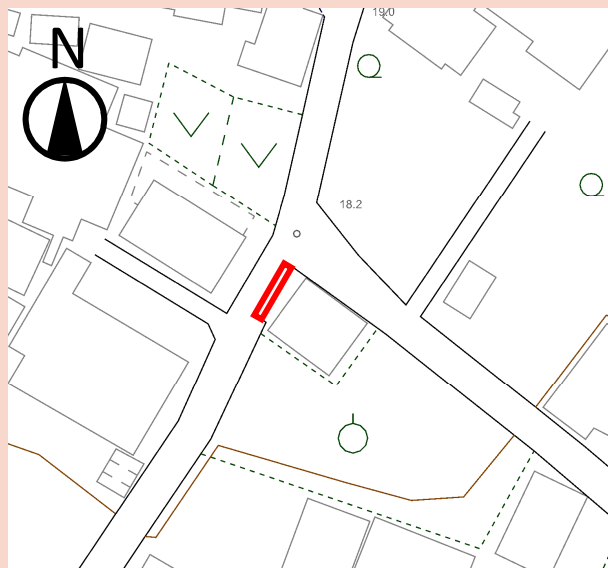
出典：津市提供資料

本事例の事業対象地は、幅員が4 m以上の道路と、幅員が4 m未満の道路に面するいわゆる喉元敷地の建築物であり、長年狭い道路のままであり、通行上支障がありました。

幅員4m未満の道路は建築基準法第42条第2項に基づく指定を受けているため、後退の義務がありましたが、過去の道路拡幅事業により用地買収ができなかった箇所でした。

このような状況の中、市長が市民との意見交換のために定期的に行っている「地域懇談会」の場において、地元代表者（自治会長）から当該地の拡幅整備の相談を受けたことをきっかけに、地元代表者（自治会長）からの地権者への調整によって、狭い道路の解消に至りました。

<事業対象地の周辺状況>



Before

After

写真 1



写真 2



取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

自治会長や連合自治会長等の地元代表者から狭あい道路の解消に関する要望を受けたことは以前にもありましたが、地権者の同意までは得られず、解消まで至ったことはありませんでした。

しかしながら、本事例の場合、自治会との協力の下に積極的に地権者との調整等に関与していただけたことで狭あい道路の解消に至りました。

まず、本事例では、地元の自治会の協力を得るために自治会長とともに現場確認を行い、狭あい道路拡幅に際しては、地権者に金銭的な負担も生じるため、行政だけでは進行しない場合もあることを理解していただきました。

ただ、自治会も拡幅に係る費用の一部を負担する意向であったことから、狭あい道路整備事業を活用した市からの後退用地に対する概ねの補助金額（測量・分筆に対する助成金、後退用地の寄付に対する報償金）を自治会に示し、自治会と地権者の費用分担についての助言を行いました。その際には、自治会の負担を極力下げるために、自治会とつながりのある土地家屋調査士や工事会社に相談したり、複数の事業者から見積書を請求するなどの助言を行い、自治会の検討を支援しました。

地権者との調整を始めてから事業の実施までは、約半年の期間を要しましたが、地権者と自治会において十分な調整がなされていたために、速やかに後退用地の寄付に至ることができました。

結果的に、当該路線は幅員3.6m～3.9mから、幅員4.3m～4.8mに拡幅することができました。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

測量費、分筆・登記費、除却費、用地取得費、道路築造費

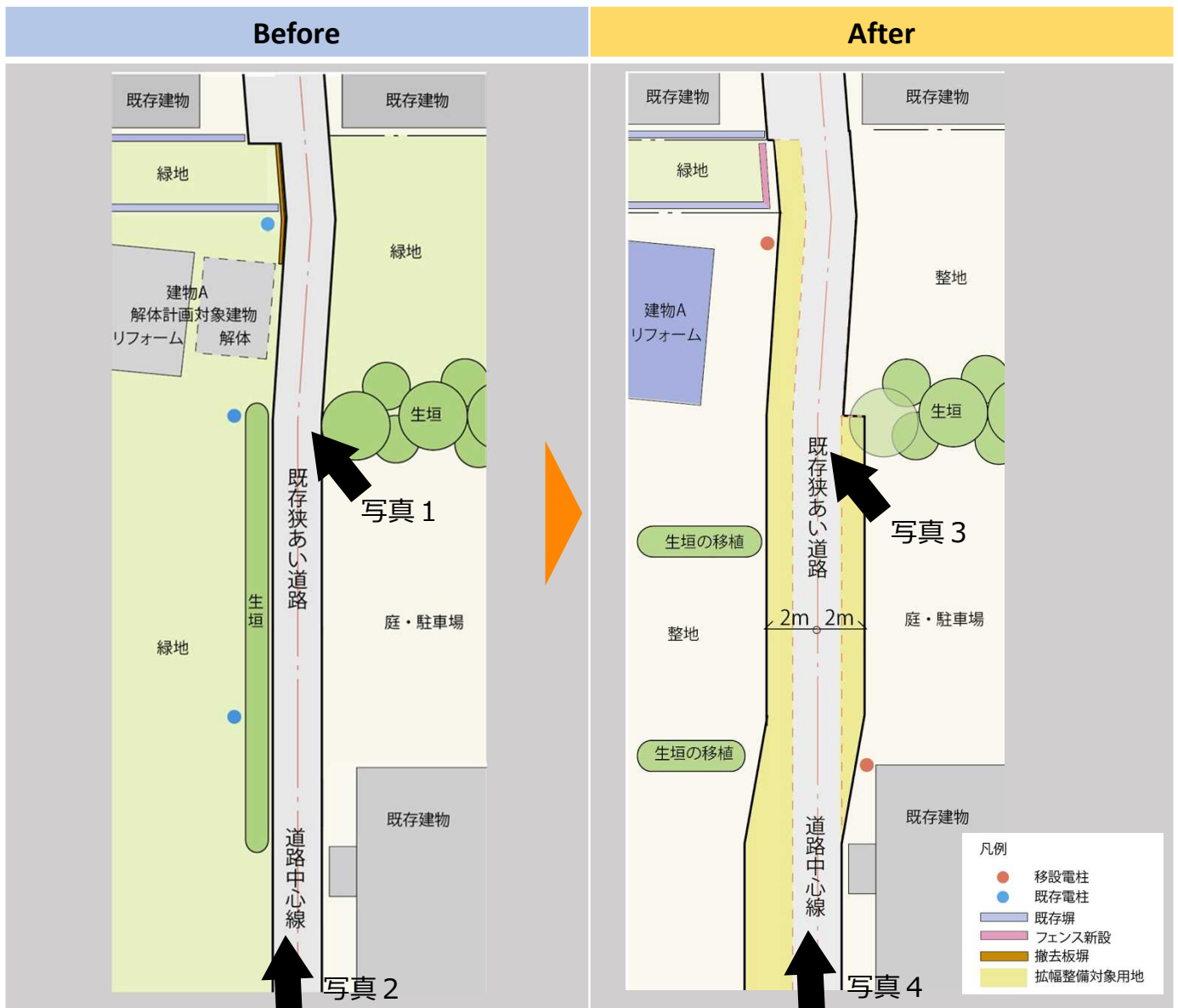
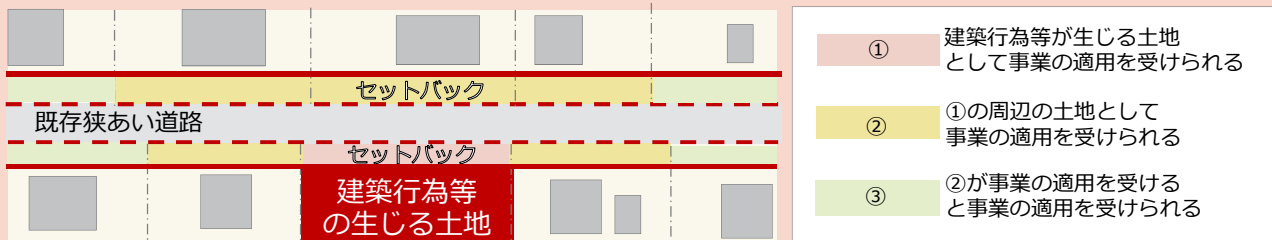
出典：津市提供資料

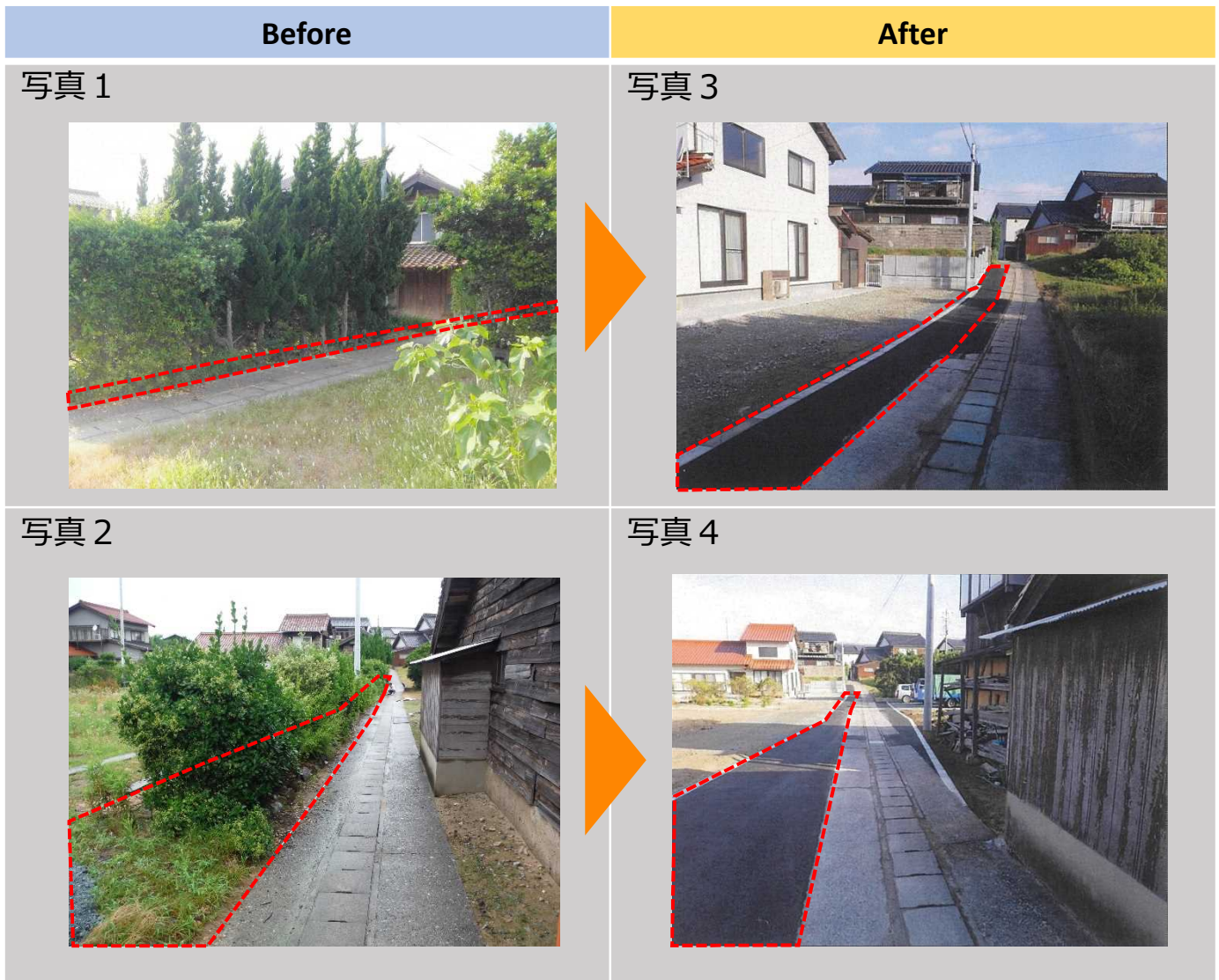
(3) 建替えにあわせて周辺敷地の地権者の協力を得て線的に拡幅—浜田市

「浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱」では、狭あい道路に接する土地で建築行為等を行う建築主等が、本事業の適用を受ける際、その周辺の土地（**事業実施用地の両側、対面若しくは対面用地の両側の用地又は事業を実施する用地に連続して事業を実施することができる用地**に限る。）の所有者に対しても、当該事業に併せて後退用地を道路用地として市に無償で寄付する場合は、本事業の対象としており、建築行為等を行う用地と同様に助成金を受けることができます。

本事例の場合、解体される建築物の敷地が事業の適用を受け、それに合わせてその周辺の土地についても事業の対象となり、寄付された後退用地は全部で延長が94.37m、面積が146.17㎡となりました。

<事業の対象となる用地について>





取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

本事例は、既存建築物の解体に伴い、狭あい道路拡幅整備事業を実施したものの。解体事業者が狭あい道路拡幅整備事業を理解し、狭あい道路の対面及び隣接地の土地所有者に対しても、積極的に拡幅の交渉を行っていただけただことで、対面及び隣接地においても同時に狭あい道路の拡幅を行うことができました。

狭あい道路の中央部分については、両側に対して道路中心線から2.0mのセットバックを行うことができましたが、南側部分については既存建築物があったために2.0mの後退が難しい状況でした。そこで、対面の土地の所有者とも調整を行い、片側のみを道路中心線から4.0mセットバックすることで狭あい道路を解消することができました。

申請者に対しては、分筆・登記、樹木の撤去・移植、板塀の撤去に対する補助金を支給し、後退部分のアスファルト舗装については市が施工しました。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

分筆・登記費、撤去費、除去費、移設費、道路舗装費

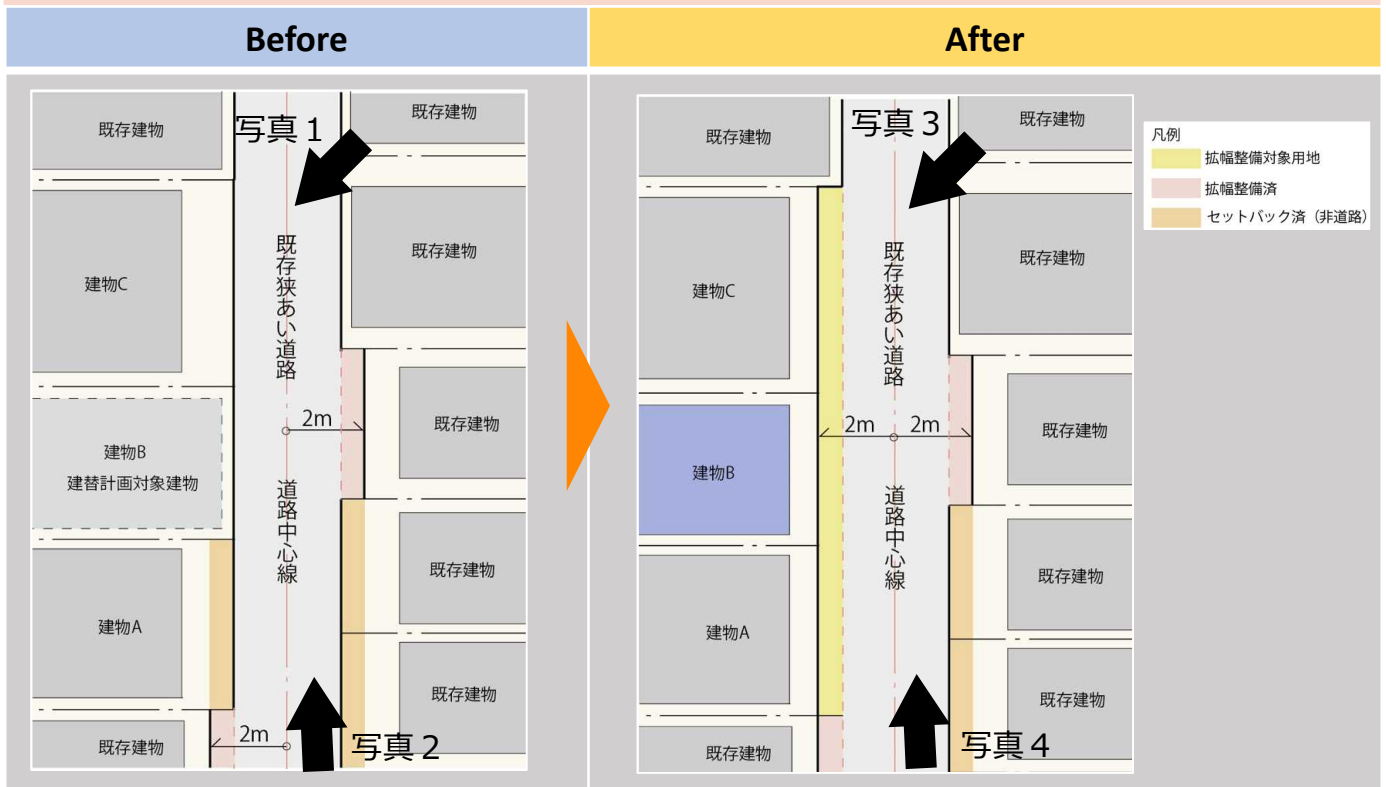
出典：浜田市提供資料

**(4) 建替え等を伴わない拡幅整備工事の支障物移設を
対象とした助成金による連続的な狭あい道路の拡幅—世田谷区**

本事例の事業を実施した地区は幹線道路沿道に、マンションや商業施設等が立地しているような地区です。しかし、地区内には狭あい道路や行き止まりの道路が多く木造住宅が密集しているなど、防災上の危険性が指摘されてきました。そこで防災性の向上、住環境の改善を図ることを目標とした地区街づくり計画が施行されました。本事例は、この地区街づくり計画の区域内で実施されました。

本事例は、建築基準法第42条第2項の道路に面した土地での建替えに伴い、建替えのない両隣の土地所有者に対しても啓発を行うことで、連続的整備を行った事例です。

両隣の後退用地部分に建築物等はありませんでしたが、道路としての整備に当たっては、給排水管の深さが浅いため、深くする必要があります。また後退用地内の柵・水道メーター等についても移設が必要でした。このため、平成29年度に連続的整備を促進するために新設した助成制度（下記参照）を活用することで、連続的整備につなげました。



<狭あい道路連続的整備等促進のための補助制度>

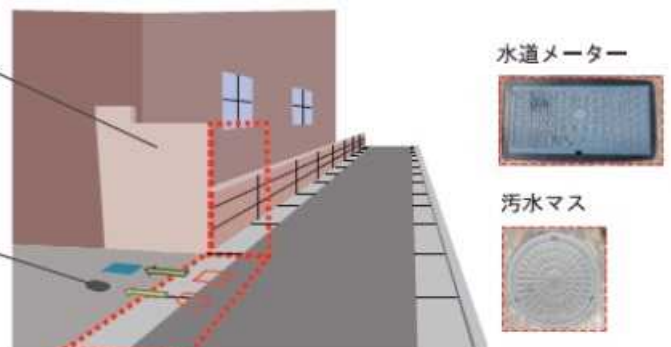
家の建替えや増改築を伴わない拡幅整備工事について、塀等の撤去及び水道メーター等の移設に助成金を交付しています。自主整備済みのご自宅の前面道路の拡幅整備工事を希望される際や、近隣の狭あい道路拡幅整備工事との同時整備をする際にご活用ください。

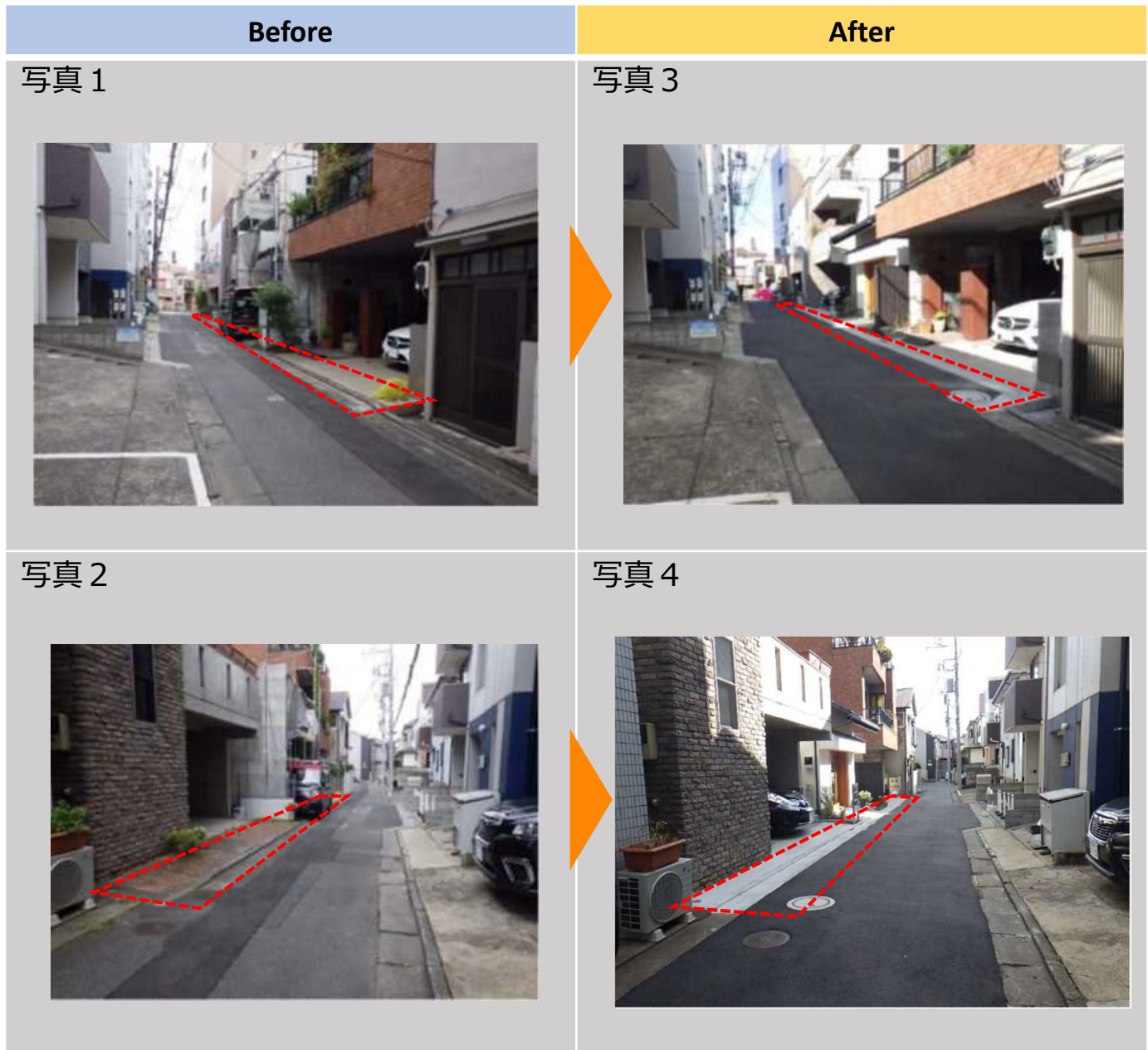
隣地境界に沿って設置されたブロック塀等の撤去

撤去に要した費用（撤去に伴う補修工事を含む）に相当する額 **上限 200,000 円**
 ※隣地境界に沿った工作物とそれを支える基礎までが対象となります。道路に平行な工作物は対象外です。

水道メーター、地下埋設配管等の撤去

撤去に要した費用（撤去に伴う切り回し工事を含む）に相当する額 **上限 300,000 円**





取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

工事に当たって、既存の給排水管の深さの確認や見積もりに時間がかかりました。更に連続的整備として実施するため、建替えに伴う土地の拡幅整備工事のスケジュールとの調整が必要でした。

また、給排水管の切り回しや柵・水道メーターの移設工事費が助成金の上限金額を上回ったため、所有者の自己負担が発生しましたが、拡幅整備の協力をお願いし所有者の理解を得ることができたため、工事を行うことができました。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

道路築造費・舗装費

※助成金については交付金を活用していない

出典：世田谷区提供資料

(5) ロコミで制度の理解が広がり連続した敷地で事業を実施—津市

事業対象地は、本市において狭あい道路拡幅整備事業を開始した平成28年度から、毎年隣地に波及し、連担して道路拡幅がなされました。

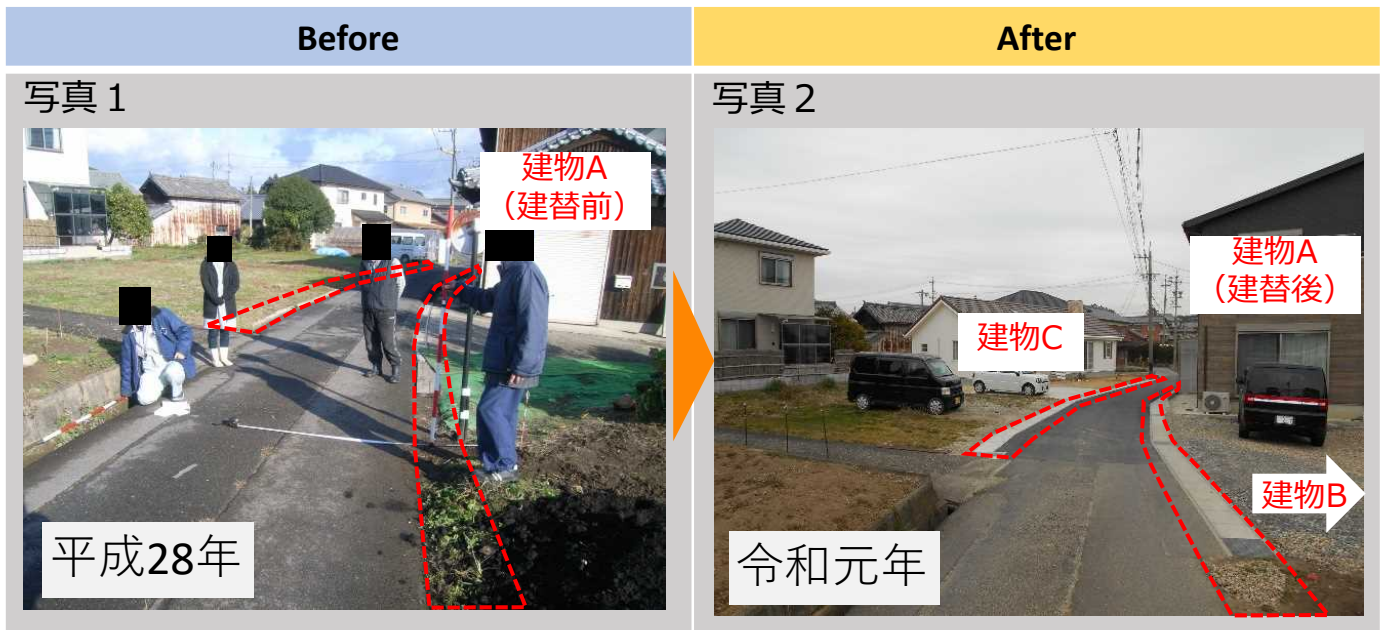
市としては、本事業を普及拡大していくため、広報誌における概要の掲載や、境界立会及び道路中心立会時に隣地所有者に対して事業制度の概要の説明を行うなど取り組んでいます。

平成28年度に寄付を受け、翌年度から拡幅工事を実施しました。その後、平成29年度、平成30年度、令和元年度に連続して同じ道路に面する敷地で狭あい道路拡幅整備事業に基づく後退用地の寄付申請がなされました。

これは、実際に本事業を活用した地権者の方からのロコミにより、周辺住民にも制度への理解が広がったことで、連続して狭あい道路の解消が実現したものと考えています。

<事業対象地の周辺状況>





取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

本事例で、一番目に拡幅を実施した平成28年度の案件については、当初補助事業（助成金及び報償金の支払）の相談を受けていました。しかし、年度末であったことから、補助の申請手続等の時間を考慮すると、次年度の補助金申請となり、工事の着工が平成30年度になる見込みでした。地権者からは、工事の早期着工を希望されていたことから、補助金の申請をせずに用地を市へ寄付し、平成29年度に市で道路整備を行うことを提案しました。その結果、工事の早期着工が実現しました。

津市では、①地権者が補助金を受け取った上で市が道路整備する方法、②地権者が補助金を申請せずに後退用地を寄付した上で市が道路整備する方法、③地権者が補助金を申請せずに道路整備も地権者が行った上で後退用地を寄付する方法の3種類を運用しています。以上の手法により事業の開始から4年間で、①137件、②6件、③8件を実施してきました。

このように、補助金を請求せず市で道路整備工事をして欲しいというニーズや、補助金を請求せず、かつ、地権者で道路整備をした上で後退用地を寄付したいというニーズは、お互いの利害が一致することから今後も一定程度あるものと考えています。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

測量費、分筆・登記費、除却費、用地取得費、道路築造費

出典：津市提供資料

(6) 狭あい道路を全て拡幅するまでの措置として、
車のすれ違い待避スペースを整備—市川市

市川市内には車のすれ違いも行えないような狭あい道路があります。狭あい道路全線を拡幅するためには長い時間と多くの費用が必要となります。

そこで、道路をご利用いただく方々が思いやりやまごころを持って譲り合う「まごころゾーン」と称する待避スペースを部分的に設けることで、地域にとって安全な道路環境を確保する「まごころ道路整備事業」に取り組んでいます。令和元年時点で、市内には計27箇所（令和元年1月21日時点）の「まごころゾーン」が設けられました。

	Before	After
事例1 (用地取得の事例)	<p>設置前</p> 	<p>設置後</p>  <p>まごころゾーン</p>
事例2 (使用貸借の事例)	<p>設置前</p> 	<p>設置後</p>  <p>まごころゾーン</p>
事例3 (賃貸借の事例)	<p>設置前</p> 	<p>設置後</p>  <p>まごころゾーン</p>

取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

【事例1 一用地取得による整備】

事例1は見通しが悪く対向車が確認しにくく、危険な道路であったため「まごころゾーン」の設置箇所を検討する際、車の待避スペースとしてだけではなく、歩行者等の見通しが良くなるように設置箇所を選定しました。

また、「まごころゾーン」の整備に当たって、倒木の危険性がある樹木の伐採を併せて行い、道路利用者の安全性に配慮しました。

【事例2 一使用貸借（無償）による整備】

整備箇所の所有者は寺院であり、市が取得するためには宗教法人法に基づく諸手続きなど寺院側の負担も多く、また、整備までに時間を要することから、道路整備の早期実現が困難な状況でした。

そこで寺院との協議により、市と寺院で使用貸借契約を結ぶことで、寺院側の手続き等の負担もなく、また整備に要する時間も大幅に短縮することができました。また、取得ではなく使用貸借契約としたことから、市としても土地取得費用を削減することができました。

【事例3 一賃貸借による整備】

整備箇所は、地権者が将来的な土地の利用を計画しており、用地取得が困難な状況でした。このため、地権者との協議の上、期限付での賃貸借契約により整備を行いました。これにより、地権者に不利益を与えることなく整備することができ、また、早期の効果発現にもつながりました。

このように様々な手法により整備を進めることが、今後同路線における他の整備箇所を検討する上でも、また、他の整備箇所の地権者へアピールとしても有効であると考えています。

■ ■ 今後の課題 ■ ■

狭あい道路を歩行者や車が安全に通行できるような道路に整備するまでには長い時間と多くの費用が必要となります。そこで、車両等がすれ違うためのスペースとして「まごころゾーン」という待避スペースを部分的に設けることにより、地域にとって安全な道路環境を確保することを目的に「まごころ道路整備事業」に取り組んでいます。

「まごころゾーン」として整備する箇所の選定にあたっては、早期の効果発現が図れるよう、地権者の負担が少なく、建築物に影響しない未利用地や駐車場用地などを候補地として選定していますが、狭あい道路は主に住宅街であるため、対象となる候補地が少ないというのが現状です。

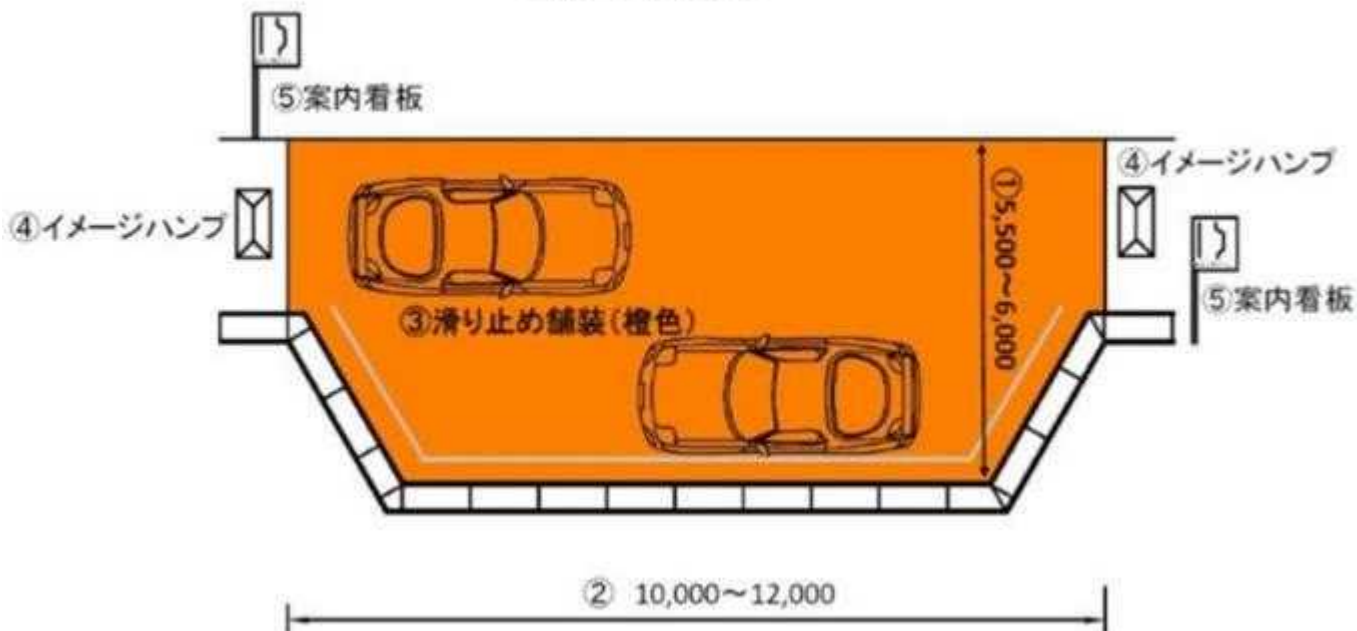
また、候補地を見つけたとしても地権者の同意を得られない場合も多くあります。そのような状況から、整備箇所の選定には多くの時間を費やしており、整備が遅れていることが課題となっています。

このため、制度の周知を図るため、市の広報紙などによる広報活動に加え、「まごころゾーン」の設置要望や土地提供の募集も毎年度行っています。

<まごころ道路整備事業について>

◆まごころゾーンの標準仕様

(標準仕様)



◆対象道路の選定基準

- ①建築基準法第42条第2項の指定を受けている市街化区域内の市道とする。
- ②通行止め、車両通行止め、車両進入禁止、二輪の自動車以外の自動車通行止め、一方通行その他これに類する道路における交通の規制がされていないこと。
- ③自動車の1時間当たりの交通量が30台以上であり、かつ、自動車、原動機付、自転車及び軽車両の1時間当たりの交通量と歩行者の1時間当たりの通行量との和が100以上であること。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

測量費、分筆・登記費、道路舗装費、道路築造費、用地取得費、損失補償費

出典：市川市提供資料

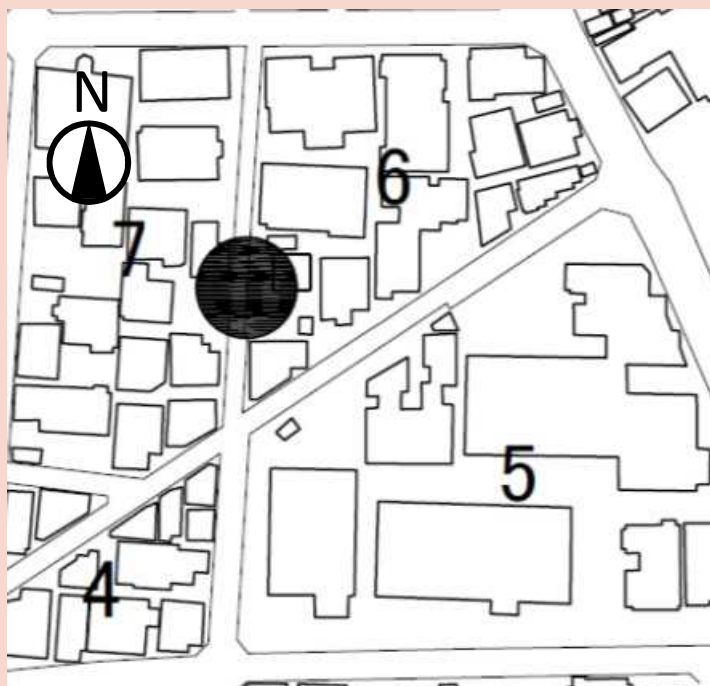
(7) 後退用地における無償使用契約を締結し、
所有権は民のままで、行政が管理—世田谷区

世田谷区の狭あい道路拡幅整備事業では、後退用地の管理を区に移管する場合、寄付と無償使用承諾※の2つの選択肢があります。

世田谷区の場合、どちらの制度を適用した場合でも、道路法等に基づく道路区域となるため、区が管理することになります。

※所有権は変わらず道路としての使用を無償で承諾する方法

<事業対象地の周辺状況>



Before

After

写真1

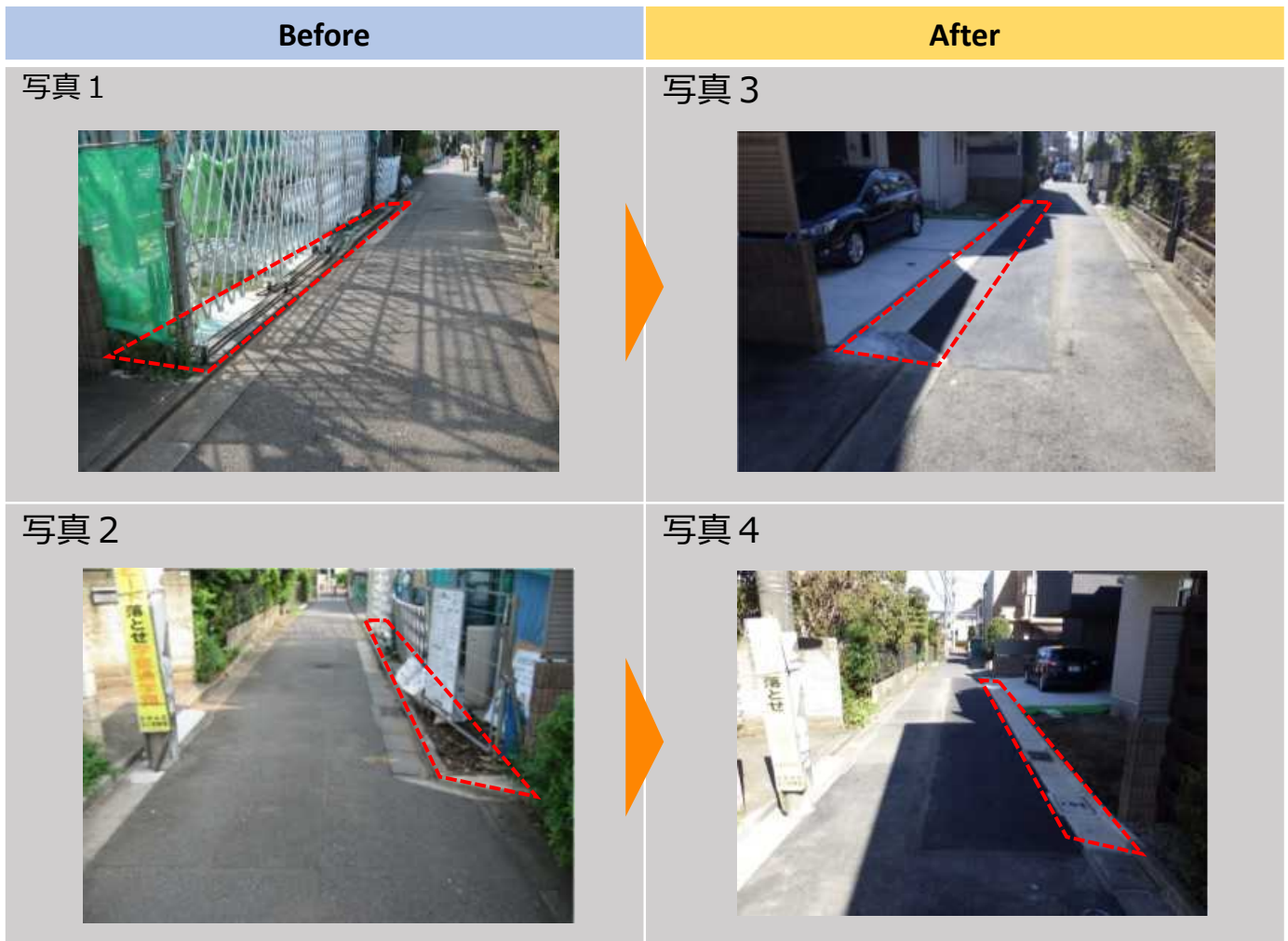
写真3



写真2

写真4

- 凡例
- 電柱
 - 塀
 - 拡幅整備済
 - 拡幅整備対象用地



取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

世田谷区の場合、狭あい道路拡幅整備事業により後退用地を区に寄付するためには、土地の境界確定や分筆手続きが完了していることを条件としています。そのような条件が整っていない土地においては、寄付を行うことができませんが、区と所有者間の無償使用承諾契約を結ぶことで、所有権を変えることなく区へ移管することができます。

■■ 今後の課題 ■■

無償使用承諾の契約により管理のみを区に移管した場合、土地の境界と道路の管理境界の位置が一致しないことになり、道路の管理が複雑になります。道路区域内であったとしても登記上の所有権は民間のままのため、財産管理（相続）等について注意するよう説明しています。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

道路築造費・舗装費

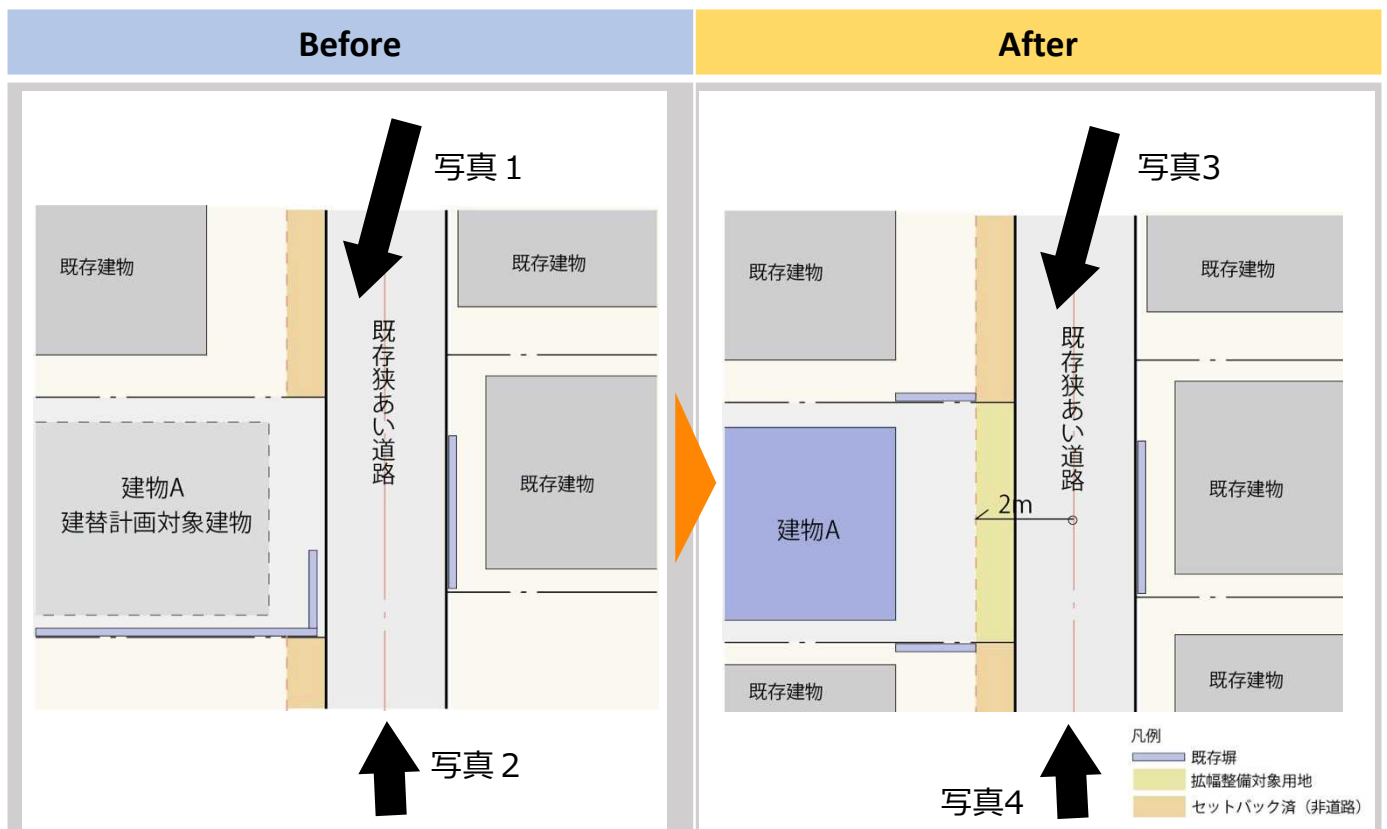
出典：世田谷区提供資料

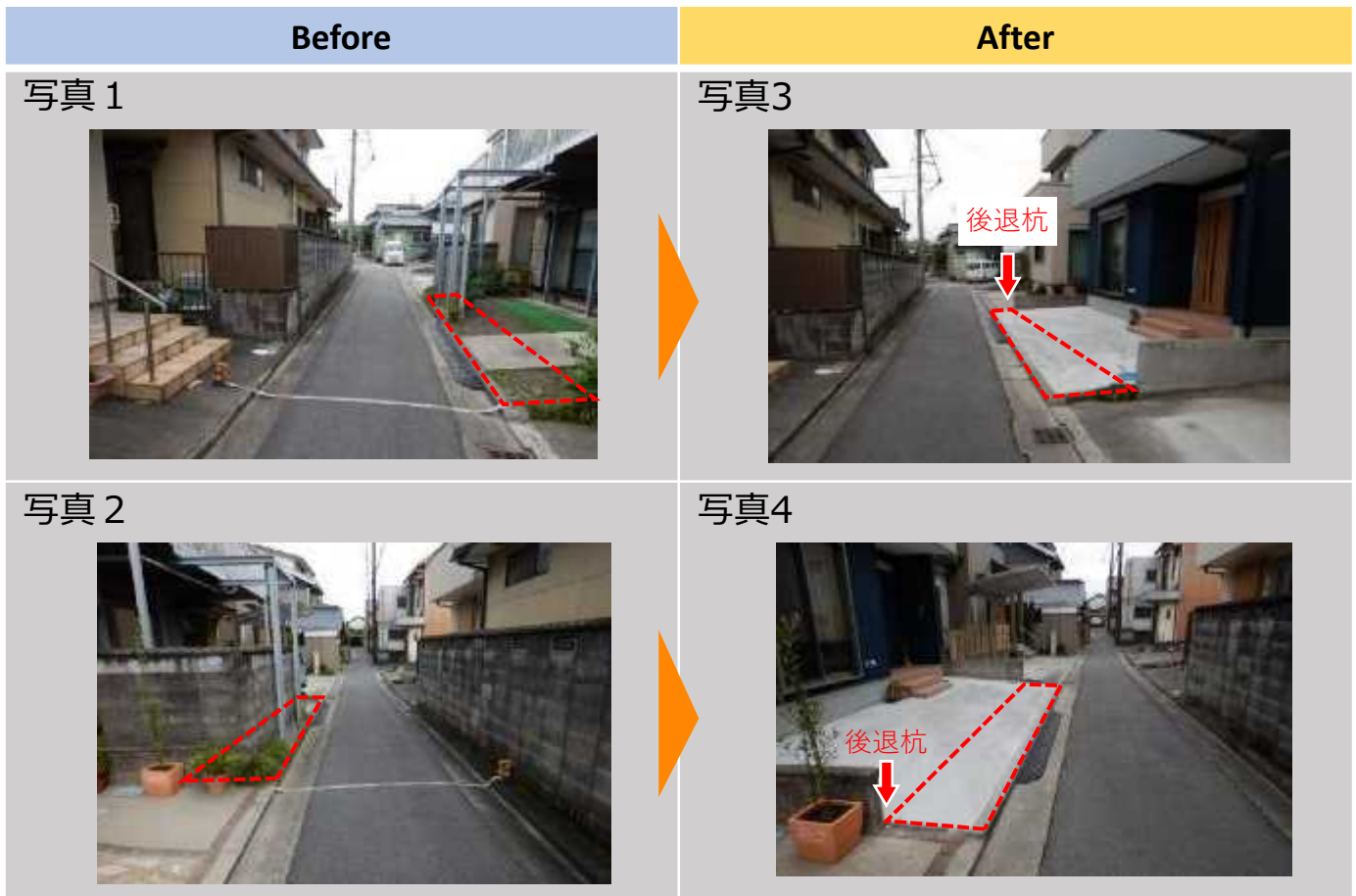
(8) 後退用地を自主管理する場合に、「自主管理後退杭」を設置—岡崎市

岡崎市の場合、市に管理が移管されない後退用地には補助を行っておりませんが、適切な維持管理のため、市から後退杭を配布しています。後退用地の所有者は、建築工事完了後、速やかに後退くいを設置をし、設置届を提出する必要があります。市は設置届が提出された後、市職員により後退くいの現地確認を行っています。

なお、後退くいの設置が困難な場合、近接する位置へ設置する形でも良いこととしています。なお、後退杭の設置位置は暫定的なものであり、後退用地を市に寄付する場合には用地確定測量を行い、確定幅での後退が必要です。

<自主管理後退杭とその設置イメージ>





取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

岡崎市では、市から後退杭を配布していますが、後退杭設置をしていない用地、後退杭設置届の未提出者への対応が必要になります。

建築主は、建築申請手続きを施工業者に委託していることが多いため、まずは建築会社等の施工業者に対して、後退杭の設置及び後退杭設置届の提出について指導をおこなっています。

しかし、指導を行う場合、建築会社（ハウスメーカー・工務店等）、建築設計事務所、不動産会社など関係者が多く、後退杭の設置及び後退杭設置届の提出を行うのがどの事業者になるのか、市で把握することが困難となっており、指導を行う事業者の特定に手間がかかっておりました。

そこで、建築主に後退杭設置届を提出する事業者が分かるよう、市からの協議結果通知書を受け取る際の受領書に提出する事業者の記載を求めることで、事業者を特定できるように工夫しました。

また、後退杭設置届が未提出の事業者に対しては、電話指導を行い、それでも是正されない場合には建築主に是正指導書を送付することとしています。

建築主に是正指導書を送付するようになってからは、後退杭設置届の提出率が向上し、以前は47%ほどの提出率でしたが、現在は78%まで改善されました。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

（後退杭は自主管理の場合に設置しており、自主管理に対しては市からの補助はないため、交付金の活用していません。）

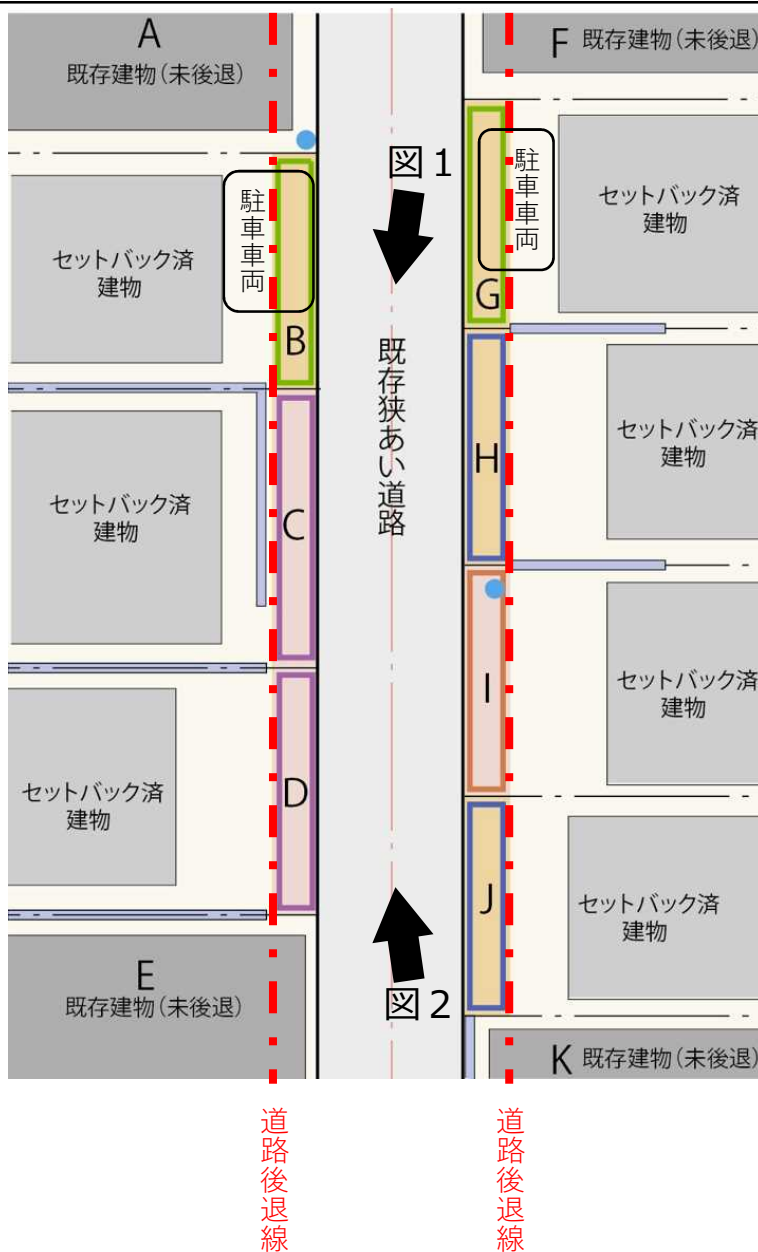
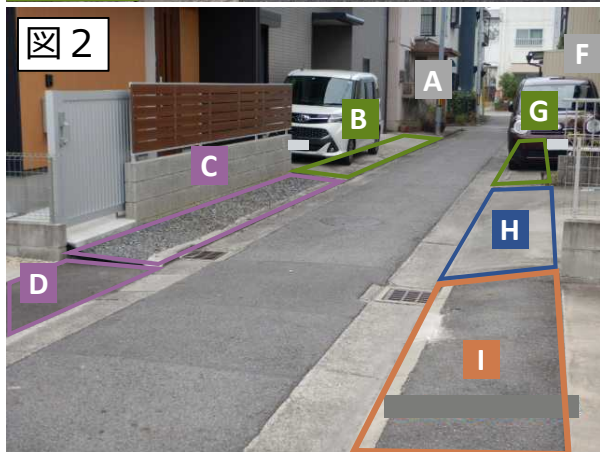
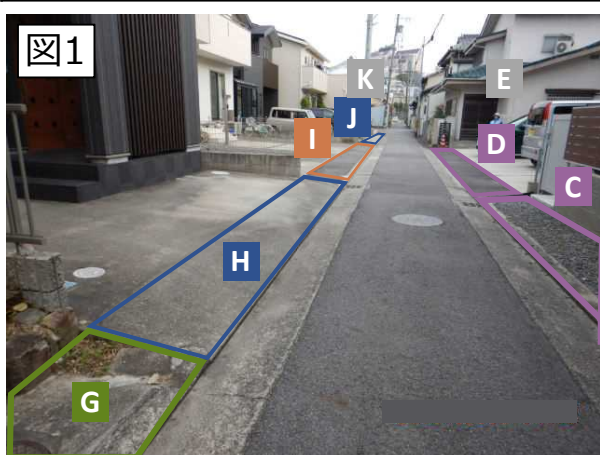
■ ■ 今後の課題 ■ ■

後退用地の舗装を義務付けていないため、スロープ化により道路面に高低差が生じている（図1及び図2のG・H部）他、後退部分を駐車場として利用しているなど道路としての機能が十分に確保されていない場合もあります。

プランター、車、自転車等、建築基準法で規制されない支障物を後退用地に設置している方もいます。

このような状況に対処するため、協議結果通知書（※）を交付する際に、後退用地の利用方法に関する指導書を作成して適正管理を啓発していくことを予定しています。

※建築確認申請30日前までに市に提出された狭あい道路に関する事前協議の市からの回答



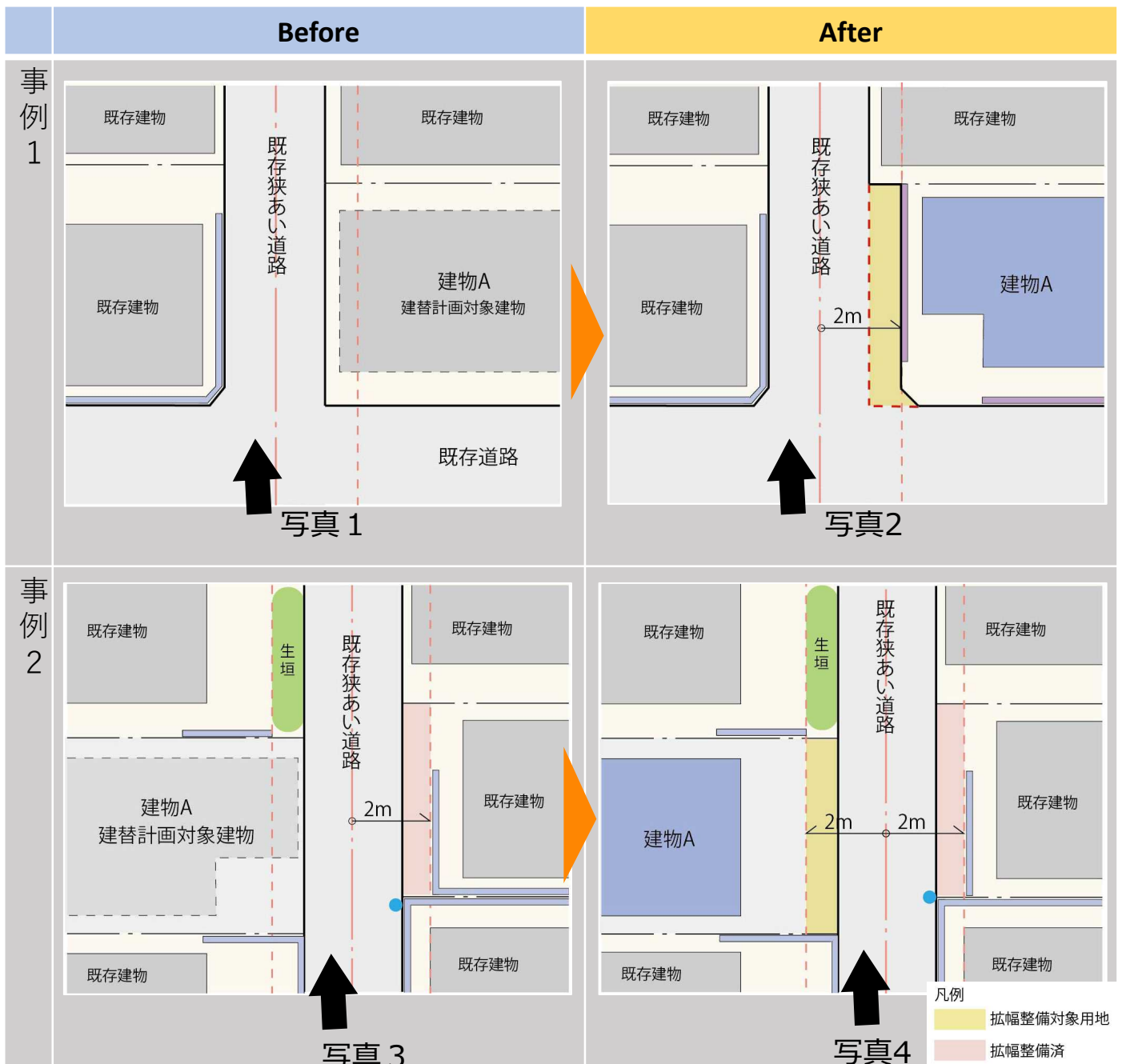
- 凡例
- 電柱
 - 塀
 - セットバック済（非道路）
 - 拡幅整備済
 - 自主管理後退用地（市条例施行前）
（駐車場の一部として利用）
 - 自主管理後退用地
 - 寄附後退用地
（スロープ形態で道路面より高い）
 - 寄附後退用地
（道路面と同じ高さ）

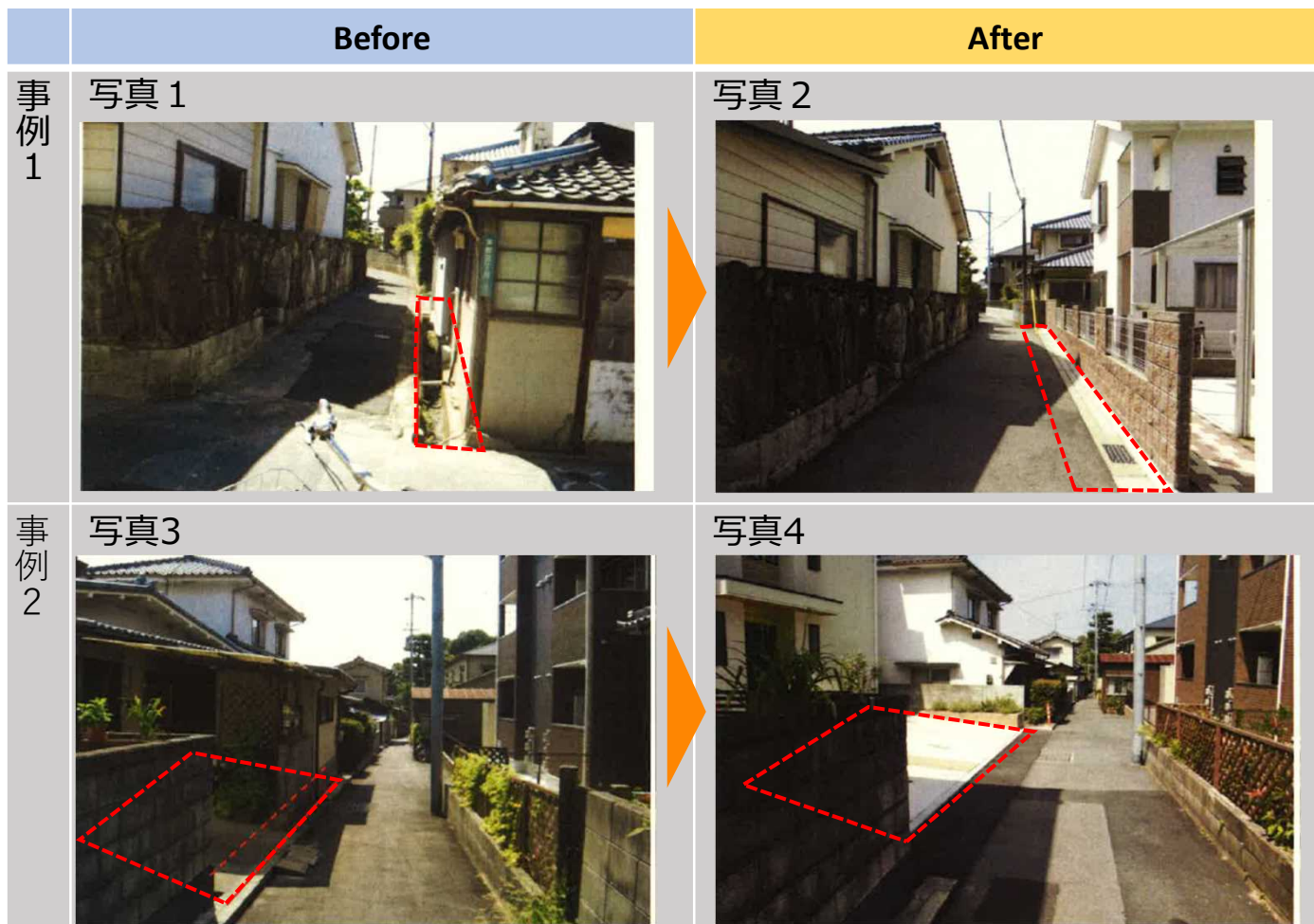
出典：岡崎市提供資料

＜狭あい道路整備対象地区（府中本町三丁目）＞

府中町の密集市街地には、消防車や救急車が通行困難な4m未満の狭あい道路が多く存在しています。

狭あい道路拡幅整備事業では、本町三丁目をモデル地区として、4m未満の道路に接道する建物の建替え等にあわせ、土地所有者からの申し出により、セットバック部分等を町で買取り、道路として整備することで、狭あい道路の改善を行っています。





取組上苦慮した点及びそれに対する工夫

平成23年度以前は後退用地を町に寄付してもらうことで、町道の拡幅を行ってきました。しかし、密集市街地内においては、寄附の申出がほとんどなく、狭あい道路の拡幅が進んでいませんでした。そこで平成24年度から重点的に狭あい道路の解消に取り組むべき地域として「狭あい道路整備対象地区」を設定し、当該地域内については後退用地を町が積極的に買取りを行いました。その結果、8年間で14件の買取りを行うことがあり、狭あい道路の解消の促進につながっています。

■■ 今後の課題 ■■

建築確認申請書の提出があった時や建築に関する相談を受けた場合に、狭あい道路拡幅整備事業について制度を説明するなど、引き続き周知を図っていく必要があると考えています。

また、現在は、モデル地区に限定して事業を進めていますが、対象範囲の拡大についての要望が多く寄せられており、予算的な制約もあることから対象地域の拡大については、今後の課題であると考えています。

本事例において活用された「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

測量費、分筆・登記費、用地取得費（固定資産税評価額を基に決定）、除去費、移設費、道路舗装費、道路築造費

出典：府中町提供資料

(10) 条例で必要な手続き等を定め、拡幅整備を加速化する取組を実施—杉並区

杉並区では、「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」を平成元年に施行し、区内の狭あい道路の拡幅を推進しています。条例を定めたことにより、これまでの約30年間に建築基準法第42条第2項に規定する道路のうち総延長で約3割の狭あい道路を解消することができました。また、平成28年には、本条例の改正（「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」に改称）など、必要な見直しを行い、拡幅整備に対する区や区民等の責務の規定、支障物件の設置の禁止と違反者への行政指導の規定、協議会等の実施体制の規定等を設け、引き続き狭あい道路の解消に向けて取り組んでいく必要があると考えています。

具体的な取組内容

【拡幅整備の取組】

建築基準法第42条第2項に基づき指定した道路に面した敷地で建物を新築・増改築する場合や、門や塀を撤去して自宅前の道路を拡げる際に、建築主や関係権利者と区との間で「狭あい道路拡幅整備事前協議」を行います。

協議において建築主や関係権利者の協力と承諾を得て、建物や門、塀の位置を後退していただいた後に、後退した部分を道路として区が舗装工事（拡幅整備工事）を行います。

【支障物件除却の取組】

建築基準法第42条第2項道路の後退用地に災害時に避難・通行の支障となる「支障物件」を置いていた場合には区条例第2条の5により、除却の勧告・命令を行い、命令に従わない場合にはその旨の公表、区条例第2条の6により、行政代執行法に基づく措置を行います。

＜区全域の拡幅整備実績＞

項目	単位	年度			累計
		H28	H29	H30	H1～H30
拡幅整備件数 ^{※1}	件	624	621	604	16,164
測量件数 ^{※2}	件	679	620	595	16,389
拡幅整備延長 ^{※3}	m	8,361	8,297	8,330	223,206
拡幅整備工事費 ^{※4}	千円	755,622	809,170	864,227	14,240,036
測量費 ^{※5}	千円	144,659	127,767	149,413	3,037,971

- ※1 拡幅整備件数 …狭あい道路拡幅整備を行った件数
- ※2 測量件数 …狭あい道路拡幅整備に関して測量を行った件数
- ※3 拡幅整備延長 …狭あい道路拡幅整備が完了した建築基準法第42条第2項の道路の延長
- ※4 拡幅整備工事費 …狭あい道路拡幅整備工事に要した費用
- ※5 測量費 …狭あい道路拡幅整備に関する測量に要した費用

＜うち、折衝による拡幅整備実績＞

項目	単位	年度			合計
		H28	H29	H30	H25～H30
折衝 ^{※6} 件数	件	138	604	453	2,104
拡幅整備件数	件	36	63	49	216
拡幅整備延長	m	450	953	1,158	3,312

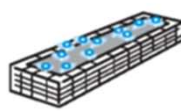
- ※6 折衝…職員が区民へ戸別訪問・電話対応・DM送付・ポスティング等の働きかけを行うこと

＜支障物件の指導実績＞

項目	H28	H29	H30	合計
支障物件等に関する相談・要望受付件数	33	62	24	119
支障物件に該当する件数	18	19	10	47
指導件数	17	19	10	46
是正件数	3	9	1	13

- ※1 支障物件…土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件(容易に移動させることができるもの及び建築基準法に規定されている建築物や擁壁を除く)をいう(平成29年1月1日施行)。

支障物件の例



花壇



プランター



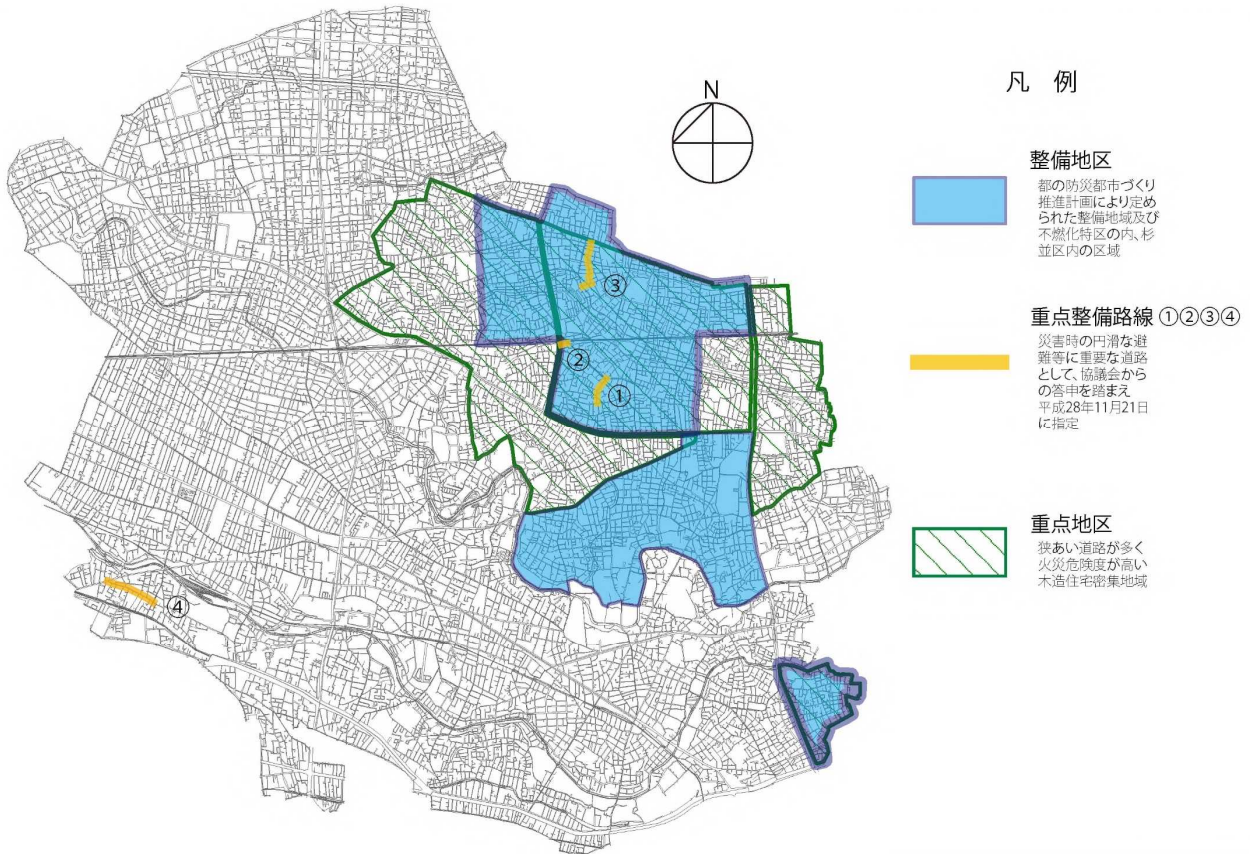
自動販売機 など

具体的な取組内容

【重点地区における取組】

木造住宅密集地域など火災危険度の高い地区を「重点地区」に指定し、特に防災都市づくりを推進していく地区として、「整備地区」を指定しています。この地区・路線では、区職員の戸別訪問を行うなど、拡幅整備に重点的に取り組んでいます。

＜重点整備路線、重点地区、整備地区＞



路線番号	所在地	敷地全体数 ^{※2} 〔件〕	拡幅整備済数 ^{※3} 〔件〕	折衝回数 ^{※4} 〔回〕	未拡幅整備数 ^{※5} 〔件〕	拡幅整備率 ^{※6} 〔%〕	年度
①	阿佐谷南一丁目 27～43番	35	14	36	21	40.0	H29
			14	12	21	40.0	H30
②	阿佐谷南二丁目 16～17番	13	2	38	11	15.3	H29
			2	20	11	15.3	H30
③	阿佐谷北五丁目 19～41番	62	28(2)	71	34	45.1	H29
			29(1)	44	33	46.7	H30
④	久我山三丁目 5～20番	51	25(1)	22	26	49.0	H29
			25	18	26	49.0	H30
合 計		161	69(3)	167	92	42.8	H29
			70(1)	94	91	43.4	H30

※1 重点整備路線 ……拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線
(平成28年11月指定：参考資料参照)
 ※2 敷地全体数 ……重点整備路線に接している敷地数
 ※3 拡幅整備済数 ……拡幅整備を行った敷地数
()内は当該年度に拡幅整備を行った敷地数
 ※4 折衝回数 ……職員が区民へ折衝(戸別訪問、電話対応、DM送付、ポスティング等)を行った回数
 ※5 未拡幅整備数 ……(全体数)－(拡幅整備済数)
 ※6 拡幅整備率 ……(拡幅整備済数)／(敷地全体数)

上段	H29.4.1～H30.3.31
下段	H30.4.1～H31.3.31

本取組において活用している「狭あい道路整備等促進事業」の補助対象項目

測量費、道路築造費、道路舗装費

出典：杉並区提供資料

静岡市では、狭あい道路拡幅整備事業の進捗等を把握するため、「狭あい道路拡幅整備進捗管理表」を作成し、管理しています。

具体的な取組内容

静岡市では、狭あい道路拡幅整備事業の進捗状況及び完了した道路を把握し、管理するために4種の「狭あい道路拡幅整備進捗管理表」を作成し、事業の進捗を管理しています。

台帳の種類	管理項目と作成例
【総合進捗管理表】	<p>事業開始年度より現在までの全ての申請者の経過（事業対象内外を判断する事前協議から、道路修繕後の道路部局への所管替えまでの年月日）が分るようにしています。</p> <p><主な項目> 所有者氏名・建築主／申請者住所／狭あい事業申請地／市道名称 事業内容／官民境界／官民委託発注／委託業務終了／所有権移転 登記日／修繕契約日／修繕完成日／地目変更日／所管替え日</p>
【委託事業進捗管理表】	<p>境界確定と道路中心線設置等の委託業務の進捗状況を管理しています。</p> <p><主な項目> 委託No／所在地地名地番／土地所有者／発注日／協議日／ 確定日／出来高報告検収日／委託料</p>
【助成事業進捗管理表】	<p>申請者の発注する解体、新設工事又は分筆登記、寄附申請等の手続き費用の一部助成に関する事務処理の進捗状況を管理しています。</p> <p><主な項目> 要綱No／所在地地名地番／建築主・申請者／寄附申出日／延長距離／面積／助成金額</p> <p><助成金内訳> ①事務手続き費／②分筆・登記／③寄附申出／④撤去・移設／ ⑤塀新設／⑥擁壁新設／⑦隅切り</p>
【修繕事業進捗管理表】	<p>寄附された道路後退用地の道路修繕工事の発注状況を管理しています。</p> <p><主な項目> 要綱No／所在地地名地番／土地所有者／寄附日／修繕契約日 施工会社／修繕完成日／修繕料</p>

市内の狭あい道路解消に向けた路線整備の推進を図るため制度の普及啓発の一環として、市の狭あい道路拡幅整備事業について解説した動画を作成しました。

製作した「情報特急6月特集（1）オカザえもんと学ぶ！狭あい道路ってなあに？」は、インターネットで公開するとともに、DVDの貸し出しも行っています。

<市内の防災イベント等での上映>



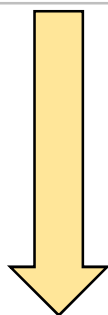
具体的な取組内容

動画は、中高生など次世代を担う子供達や次世代へバトンを渡すお年寄りの方々等へ、狭あい道路を解消する目的や効果などを分かり易く説明することを目的とし、解説補足等に岡崎市のご当地キャラクター「オカザえもん」を起用することで、市民が親しみやすい動画となるよう工夫しました。

<動画内容>

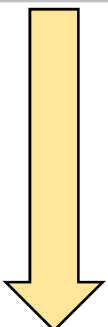
オープニング

狭あい道路に面した土地に家を建てようとするオカザえもんが、市役所の建築指導課へ狭あい道路について相談に来た場面



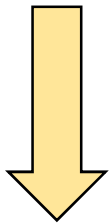
1 狭あい道路とは

- ・ 建築基準法第42条第2項道路
- ・ なぜ後退が必要なのか。



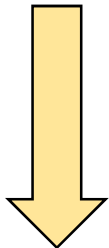
2 狭あい道路のデメリット

- ・災害時（火災）に緊急車両（消防車）が進入できない。
- ・日常生活に不便する（ゴミ収集や配達の車両進入困難等）。
- ・災害時の避難経路が塞がれてしまう。



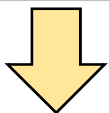
3 後退用地の管理方法について

- ・自主管理とは。
- ・自主管理の場合に土地所有者が行うこと。禁止行為や努力義務の内容説明。



4 寄附とは

- ・寄附のメリットの説明。
- ・路線整備について。



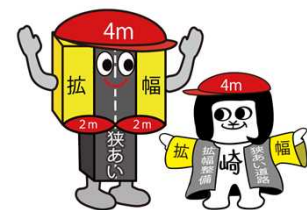
5 まとめ

- ・オカザえもんが後退用地寄附を自らの意思で決定する。
- ・新築後に建築指導課へ説明のお礼の手紙。



令和2年4月24日から、狭あい道路整備をPRするキャラクター「カクフックン」が誕生しました。

狭あい道路拡幅整備事業について幅広い世代の皆さんにわかりやすく説明するよう、岡崎市を代表するキャラクターであるオカザえもんとのコラボレーションし、今後のイベントや広報媒体等にたくさん登場する予定です。



出典：岡崎市提供資料

狭あい道路拡幅整備推進広報番組,岡崎市

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1568/1642/p024163.html>

狭あい道路拡幅整備PRキャラクター「カクフックン」イラスト使用方法,岡崎市

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1568/2038/p026188.html>

第3章 「狭あい道路整備等促進事業」の制度導入事例

第3章では、追加調査の結果から得られた各地方公共団体における「狭あい道路整備等促進事業」の制度導入事例を紹介します。(追加調査の概要については第2章に記載(P.13))

<記載項目>

補助条件 及び 補助対象	補助条件		下記補助の対象となるための条件
	測量費		社会資本整備総合交付金交付要 綱 附属第Ⅲ編 イ-16-(13) 2.イ
	分筆・登記費		
	拡幅部分に 係る工事費	道路設計・調査費	
		道路築造費	
		道路舗装費	
	拡幅部分の工作物(門・塀)に係る 工事費		同 イ-16-(13) 2.ロ、 ハ
用地取得費		同 イ-16-(13) 2.イ	
所有者への損失補償費			
拡幅部分の所有及び 維持管理について	後退用地の 所有について	事業後の後退用地の 所有者	私有/地方公共団体
		地方公共団体に維持管理を 移管する場合 の手法と条件	手法 寄付(無償) /寄付(有償(鑑定評価額より低い金額の 奨励金等による)・用地取得費を活用する) /寄付(有償(鑑定評価額より低い金額の 奨励金等による)・用地取得費を活用しない) /買取(鑑定評価額より低い金額による買 取・用地取得費を活用する) /買取(鑑定評価額より低い金額による買 取・用地取得費を活用しない) /買取(鑑定評価額による買取・用地取得 費を活用する) /買取(鑑定評価額による買取・用地取得 費を活用しない) /無償使用承諾 /有償使用承諾 /移管しない
			条件 各手法を適用可能な土地の条件 (権利関係/金額の基準/適用 箇所/合意形成状況等)

	(拡幅部分が私有の場合の固定資産税の課税状況)	固定資産税の課税／非課税申請者による手続きの要否
後退用地の維持管理について	維持管理主体	地方公共団体に移管／私道のまま、管理のみ地方公共団体が実施／私道として所有者が維持管理
	地方公共団体による維持管理手法	公道として維持管理／私道の場合の指導方法、道路空間として担保する方法
その他		所有及び維持管理に関する補足事項

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象							拡幅部分の所有及び維持管理について								
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について		その他	
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共団体に維持管理を 移管する場合の手法と条件	(拡幅部分が 私有の場合の 固定資産税の 課税状況)	維持管理主体	地方公共団体による 維持管理手法		
																手法
栃木県 佐野市		○	○	×	×	○	×	×	×	地方公 共団体	寄付 (無償)	○構造物等の撤去 ○抵当権等の抹消 ○埋設管等の敷設替 等、全ての条件に該 当すること	—	地方公共団体	公道として維持管理	
										私有	無償使 用承諾	○構造物等の撤去、か つ、無償使用承諾書 を提出すること	非課税として いる	私道のまま、維持 管理のみ地方公共 団体が実施	通常の公道と同様に維 持管理	
										私有	移管し ない	—	課税している	私道として民間所 有者が維持管理	無償使用承諾書の提出 を求める (※提出されることで、 上記の無償使用承諾の 形態となる)	
千葉県 市川市		○	○	○	○	○	×	○ (まご ころ整 備事業 のみ)	○ (まご ころ整 備事業 のみ)	地方公 共団体	寄付 (無償)	○敷地境界が全て確 定している ○分筆、抵当権等の 抹消が可能である ○塀・擁壁・樹木が ない 等、全ての条件に該 当すること	—	地方公共団体	公道として維持管理	まごころ 整備事業 でない場 合
										地方公 共団体	買取(鑑 定評価額 による買 取・用地取 得費を活 用する)	○敷地境界が全て確 定している ○分筆、抵当権等の 抹消が可能である ○塀・擁壁・樹木が ない 等、全ての条件に該 当すること	—	地方公共団体	公道として維持管理	まごころ 整備事業 の場合
										私有	無償使 用承諾	—	非課税として いる	私道のまま、維持 管理のみ地方公共 団体が実施	通常の公道と同様に維 持管理	まごころ 整備事業 の場合
										私有	移管し ない	—	所有者から申 告があれば非 課税としてい る	私道として民間所 有者が維持管理	—	まごころ 整備事業 でない場 合

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象									拡幅部分の所有及び維持管理について						
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について		その他	
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共団体に維持管理を 移管する場合の手法と条件		(拡幅部分が 私有の場合の 固定資産税の 課税状況)	維持管理主体		地方公共団体による 維持管理手法
				手法	条件											
東京都 世田谷 区									地方公 共団体	寄付 (無償)	分筆、抵当権抹消手 続きを行っておくこ と、かつ、世田谷区 が管理している道路 の拡幅部であること	—	地方公共団体	公道として維持管理	奨励金 制度あり	
		×	×	×	○	○	×	×	×	私有	無償使 用承諾	世田谷区が管理して いる道路の拡幅部で あること	所有者から申 告書の提出が あれば非課税 申告手続きを 代行	所有権が民間のま ま、維持管理は地 方公共団体が実施	通常の公道と同様に維 持管理	分筆は 不要
										私有	移管し ない	私道（土地所有者よ り整備承諾書の取得 が条件）	所有者へ非課 税にするため には都税事務 所への申告が 必要な旨を案内	私道として民間所 有者が維持管理	—	分筆は 不要
東京都 杉並区	幅員 1.8m 以上 4m 未 満道路、幅 員 6m 未満 かつ 120 度未満の確 度で交わる 角に接する 敷地	○	×	×	○	○	×	×	×	地方公 共団体	寄付 (無償)	区道沿いの場合	—	地方公共団体	公道として維持管理	
										私有	無償使 用承諾	区道沿いの場合		地方公共団体	公道として維持管理	
										私有	移管し ない	—	非課税として いる	私道として民間所 有者が維持管理	—	

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象									拡幅部分の所有及び維持管理について					その他	
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について			
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共団体に維持管理を 移管する場合の手法と条件	(拡幅部分が 私有の場合の 固定資産税の 課税状況)	維持管理主体	地方公共団体による 維持管理手法		
手法	条件	維持管理主体	地方公共団体による 維持管理手法													
東京都 中野区	・建築基準法 第42条第2 項道路 ・建築基準法 第42条第1 項5号道路で 区長が必要と 判断したもの ・東京都建築 安全条例第2 条により道路 整備が必要な もの	○	○	×	×	○	×	×	×	地方公 共団体	寄付 (無償)	敷地の境界が確定し ていること	—	地方公共団体	公道として維持管理	
										私有	無償使 用承諾	特別区道の場合のみ	非課税として いる(自主管 理の場合は、 申請者自身で 非課税申請)	特別区道(敷地民 有地)として、維 持管理のみ地方公 共団体が実施	通常の公道と同様に維 持管理	
											移管し ない	—		民間所有者が維持 管理	区が協力表示板を設置 するなど必要に応じて 指導	
東京都 三鷹市		○	○	○	○	○	除却費、移 設及び新 設費	×		地方公 共団体	寄付 (無償)	公道沿いであること ※抵当権が付いたま までも可(市が抵当 権抹消登記を行う)	—	地方公共団体	公道として維持管理	
										私有	無償使 用承諾	公道沿いかつ 所有者負担で分筆を 行うこと		市道(敷地民有地) として、地方公共 団体が維持管理	通常の公道と同様に維 持管理	
											移管し ない	—	非課税として いる(自主管 理の場合は、 申請者自身で 非課税申請)	私道として民間所 有者が維持管理	—	

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象							拡幅部分の所有及び維持管理について								
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について		その他	
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共 団体に 維持管 理を 移管す る場合 の手法 と条件	(拡幅部 分が私 有の場 合の固 定資産 税の課 税状況)	維持管 理主体	地方公 共団体 による 維持管 理手法		
神奈川県 伊勢原 市	建築行為が 伴う場合 隅切り用地 を除く後退 用地を無償 で寄附する 場合	○	○	×	×	○	除却費	○	○	地方公 共団体	買取(鑑 定評価額 による買 取・用地 取得費を 活用する)	隅切り用地のみ	—	地方公共 団体	公道として維持管理	
										寄付 (無償)	対象区域の路線全体 でセットバックが完 了していること	—				
										私有	無償使 用承諾	相続未登記、権利設 定登記の抹消ができ ないなどが短期間で 解消でき、協議を行 った上で、真にやむ を得ないと判断でき る場合	後退部分を分 筆した場合、 所有者からの 申告があれば 非課税として いる	私道のまま、舗装 整備は行わず、維 持管理のみ地方公 共団体が実施	相続未登記、権利設定登 記の抹消を早期に解決 し、寄附ができるよう指 導を行うが、長期解消で きない場合は、狭あい協 議申請を取り下げるよ う指導を行う	
										移管し ない	—	課税している	私道として民間所 有者が維持管理	狭あい協議申請を取り 下げるよう指導を行う		
静岡県 静岡市	無償で寄付 した場合の み	○	○	○	○	○	除却費、 移設及び 新設費	○	○	地方公 共団体	寄付 (無償)	○抵当権等の抹消 ○分筆の登記 ○塀や植栽その他の 築造物の撤去 ○埋設管等の敷設替 え及び整地 以上の条件全てに該 当すること	—	地方公共 団体	公道として維持管理	
										寄付 (有償(鑑 定評価額 より低い 金額の奨 励金等 による)・ 用地取 得費を 活用す る)	角地の隅切り用地 は、固定資産税評価 額に10/7を乗じた 額を奨励金として交 付	—				
										私有	移管し ない	—	課税している	私道として民間所 有者が維持管理	自主整備結果報告書の 提出を求めている。	

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象							拡幅部分の所有及び維持管理について								
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について		その他	
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共 団体に 維持管 理を 移管す る場合 の手法 と条件	(拡幅部 分が私 有の場 合の固 定資産 税の課 税状況)	維持管 理主体	地方公 共団体 による 維持管 理手法		
静岡県 沼津市	無償で寄付 した場合の み	○	○	○	○	○	水道メー ター等 移設、 擁壁の 除却費、 新設費	○	附合 の管理 は、配 管の又 は撤去 費用	地方公 共団体	寄付 (無償) ○抵当権等の抹消 ○分筆の登記 ○塀や植栽その他の 築造物の撤去 ○埋設管等の敷設替 え及び整地 以上の条件全てに該 当すること	—	地方公共 団体	公道として維持管理		
										寄付 (有償(鑑 定評価額 より低い 金額の奨 励金等に よる)・用 地取得費 を活用す る)	隅切り用地 1平方メートル当 たり、固定資産税評価 額を評価対象面積で 除して得た額に7分 の10を乗じて得た 額を奨励金として交 付	—				
										私有	無償使 用承諾	分筆し、その地目を 公衆用道路に変更す る	課税対象者の 申告により非 課税			
静岡県 浜松市	寄付した場 合のみ	○	○	○	○	○	【除却費】 フェンス、 塀、門・樹 木・生垣・ 舗装・擁壁 【移設】 排水ま す・水道メ ーター・給 排水管等 【新設】 擁壁	○	隅切り 用地の み(奨 励金)	地方公 共団体	寄 付 (無償) 後退用地	—	地方公共 団体	公道として維持管理		
										私有	寄付 (有償(鑑 定評価額 より低い 金額の奨 励金等に よる)・用 地取得費 を活用す る)	隅切り用地(奨励金)	—			
											移管し ない	—	課税対象者の 申告により、 減免(免除) している	私道として民間所 有者が維持管理	事前協議において、添付 配置図に「既存の工作物 等を撤去する」旨と「新 たに工作物等を築造し ない」旨を記述させてい る。	私有の 場合に は、補 助され ない

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象							拡幅部分の所有及び維持管理について								
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について		その他	
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共 団体に 維持管 理を 移管す る場合 の手法 と条件	(拡幅部 分が私 有の場 合の固 定資産 税の課 税状況)	維持管 理主体	地方公 共団体 による 維持管 理手法		
愛知県 長久手 市	整備促進路 線の認定を 受けること	○	○	○	○	○	○	○	地下埋 設物の 移転費	地方公 共団体	寄付 (無償)	○抵当権等の抹消 ○分筆の登記 ○塀や植栽その他の 築造物の撤去 ○埋設管等の敷設替 え及び整地 以上の条件全てに該 当すること	—	地方公共 団体	公道として維持管理 路線全体の用地が確保 できた段階で一斉に工 事を行う。(整備するま での間は、コーンの設置 や砕石敷きとして管理)	
										私有	買取	固定資産税路線価の 2割で、買取(隅切 り用地は高い方の路 線価を採用)	—			
										私有	無償使 用承諾	—	課税対象者の 申告により非 課税	私道のまま、維持 管理のみ地方公共 団体が実施	通常の公道と同様に維 持管理	
三重県 津市	助成金(測 量費、分筆 登記費、抹 消登記費) と報償金は 寄付が条 件。寄付せ ず管理協 定の場合 は助成金 (除却費) のみ支出	○	○	○	○	○	○	○	×	地方公 共団体	寄付 (有償(鑑 定評価額 より低い 金額の奨 励金等に よる)・用 地取得費 を活用す る)	○所有権以外の登記 を抹消登記すること ○協議の通り分筆さ れていること ○支障物件の除去及 び移設がなされている こと 以上の条件全てに該 当すること (路線価に寄付面積 を乗じた額の1/2を 報償金として支出)	—	地方公共 団体	公道として維持管理	道路中 心線中 心線を 設置
										私有	無償使 用承諾	寄付することができ ないやむを得ない理 由がある場合	所有者から申 告があれば非 課税としてい る			

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象									拡幅部分の所有及び維持管理について								
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について		その他			
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共団体に維持管理を 移管する場合の手法と条件	(拡幅部分が 私有の場合の 固定資産税の 課税状況)	維持管理主体	地方公共団体による 維持管理手法				
																手法	条件	
兵庫県 芦屋市		○	○	×	○	○	除却費	○	×	地方公 共団体	寄付 (無償)	所有権以外の権利を 抹消登記することなど	—	地方公共団体	公道として維持管理 所有権移転登記は地方 公共団体で実施	申請者 の要望 に応じて 中心に打 ち		
											買取(鑑 定評価額 より低い 金額によ る買取・ 用地取得 費を活用 する)	隅切り用地のみ	—					
										私有	無償使 用承諾	協議の上、やむを得 ない理由である場合	非課税として いる				私道のまま、維持 管理のみ地方公共 団体が実施	通常の公道と同様に維 持管理
											移管し ない	—	非課税として いる				私道として民間所 有者が維持管理	民間所有者に委ねる法 令違反等があれば必要 に応じて指導する
島根県 浜田市	無償で寄付 した場合 建築行為等 が伴う場合	×	○	×	○	○	除却費、 移設及び 新設費	×		地方公 共団体	寄付 (無償)	都市計画区域内で建 物が2棟以上建ち並 んでいる幅員1.8m 以上4.0m未満の市 道認定路線に限定	—	地方公共団体	公道として維持管理			
										私有	無償使 用承諾	都市計画区域内で建 物が2棟以上建ち並 んでいる幅員1.8m 以上4.0m未満の市 道認定路線に限定	非課税として いる	市道(敷地民有地) として、維持管理 のみ地方公共団体	公道として維持管理			
広島県 府中町	密集市街地 内の狭あい 道路整備の 促進を図る 必要があり と認めて指 定した地域	○	○	×	○	○	除却費	○	○	地方公 共団体	寄付 (無償)	—	—	地方公共団体	公道として維持管理			
											買取 (鑑定評 価額より 低い金額 による買 取・用地 取得費を 活用する)	町道におけるセット バック及び隅切り部 分で、関係地権者か らの協力が得られる ものを、固定資産税 評価額での買取	—					
										私有	移管し ない	—	課税している				私道として民間所 有者が維持管理	私道であっても、地方公 共団体が必要に応じて 指導

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象							拡幅部分の所有及び維持管理について								
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について		その他	
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共 団体に 維持管 理を 移管す る場合 の手法 と条件	(拡幅部 分が私 有の場 合の固 定資産 税の課 税状況)	維持管 理主体	地方公 共団体 による 維持管 理手法		
広島県 呉市		○	○	○	○	○	除却費、 移設及 び新設 費	×	×	地方公 共団体	寄付 (無償)	整備促進 路線に面 している こと	—	地方公 共団体	公道と して維 持管 理	
										地方公 共団体	寄付 (有償(鑑 定評価額 より低い 奨励金等 による)・ 用地取 得費を 活用し ない)	隅切り用 地は固定 資産税評 価相当額 を奨励金 として支 出	—			
										私有	無償使 用承諾	原則なし (境界確 定や所有 権登記が 不可能の 場合のみ)	非課税と して いる			
愛媛県 松山市	無償で寄 付した 場合	○	○	×	×	○	×	×	×	地方公 共団体	寄付 (無償)	○幅員、 接する土 地との境 界が確認 できる こと ○ブロッ ク塀その 他の道路 後退線を 明示する 構造物が 連続して 存すること 以上の条 件全てに 該当する こと	—	地方公 共団体	公道と して維 持管 理	
										私有	移管し ない	—	課税して いる	私道とし て民間所 有者が維 持管 理	・後退用 地内に後 退整備 済プレ ートを設 置 ・地方公 共団体 が必要に 応じて指 導	
福岡県 うきは 市	寄附申出 書を提 出し、 受理さ れる こと	○	○	×	×	○	除却費	×	×	地方公 共団体	寄付 (無償)	抵当権等 がない こと	—	地方公 共団体	公道と して維 持管 理	
										私有	移管し ない	—	右記対応 を行った 場合非課 税として いる	私道とし て民間所 有者が維 持管 理	個人で 後退杭を 設置し 図面提出 の上自己 管理承 諾書及び 誓約書を 提出	

地方公共 団体名	補助条件及び補助対象							拡幅部分の所有及び維持管理について								
	補助条件	測量 費	分筆・ 登記費	拡幅部分に係る工事費			拡幅部分 の工作物 (門・塀) に係る工 事費	用地 取得費	所有者 への損 失補償 費	後退用地の所有について			後退用地の維持管理について		その他	
				道路設計 ・調査費	道路 築造費	道路 舗装費				事業後 の後退 用地の 所有者	地方公共団体に維持管理を 移管する場合の手法と条件	(拡幅部分が 私有の場合の 固定資産税の 課税状況)	維持管理主体	地方公共団体による 維持管理手法		
宮崎県 延岡市	建築基準法 第42条第 2項に該当 し、市が管 理すること であること	○	○	○	×	○	除却費	×	×	地方公 共団体	寄付 (無償)	○工作物等がなく、 舗装のみが行える状 態であること ○市への所有権移転 登記ができること ○抵当権等がある場 合、抹消登記を行う ことができること 以上の条件全てに該 当すること	—	地方公共団体	公道として維持管理	
										私有	移管し ない	—	課税している	私道として民間所 有者が維持管理	自主整備の後退用地は、 「自主管理誓約書」の提 出を求めている。	

付録

狭あい道路整備等促進事業

社会資本整備総合交付金等の内数

- 狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、地方公共団体が実施する狭あい道路に係る情報整備や安全性を確保する必要性の高い箇所におけるセットバックに要する費用に対して支援を行う。

狭あい道路の現状

建築基準法における原則

- 建築物の敷地は、幅員 4 m 以上の道路に 2 m 以上接すること
- 法適用時に幅員 4 m 未満の道路にしか接していなかった場合は、建替えの際、当時の道路中心線から 2 m 以上セットバック



⇒ 建替え等の際してセットバックを求めることにより、狭あい道路（※）を解消し、市街地の安全上必要な道路幅員を段階的に確保

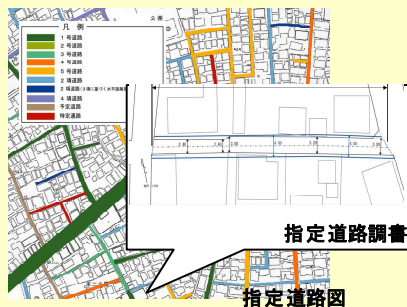
（※）主に、幅員が 4m 未満である狭い私道 等

取組みの必要性

- 法適用時（主に昭和 25 年の法制定時）の敷地と道路の状況が不明確であること等により、不動産取引や建築確認時にトラブルが多発、着工遅延等により円滑な建築活動を阻害
- 狭あい道路は、災害時に消防活動等に支障を生ずる等、安全面で大きな課題

事業の概要

- ①建替え・セットバックを円滑化するため、地方公共団体が行う狭あい道路の情報整備を支援



- ②避難路等の安全性を確保する必要性の高い箇所では、セットバックに要する費用に対して支援



○交付率 地方公共団体が実施する場合：1/2
民間事業者等が実施する場合：国 1/3 地方 1/3 民間 1/3

①情報整備について、令和4年3月31日まで

②拡幅整備について、令和6年3月31日まで

に実施されるものを対象とする。

※②において、事業を行うことについて期限までに土地所有者等の同意を得ている場合は、期限後の事業も対象とする。

- 既成市街地における円滑な建替えを促進し、狭あい道路の解消に寄与
- 耐震性の高い安全な住宅ストックの形成を促進
- 円滑な建築活動に必要な条件整備により、住宅投資の促進にも寄与

密集市街地総合防災事業

令和2年度予算:51億円(令和元年度予算:51億円)

高齢化の著しい密集市街地において、地方公共団体や民間事業者等が連携し、防災街区の整備に関する事業など防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に推進する。

事業要件

- ・複数の主体(地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者、地域防災組織等)が連携する協議会があること
- ・区域に係る整備計画を策定すること 等

対象事業

住宅戸数密度が一定以上等の要件を満たす密集市街地において、整備計画に基づき行われる、以下の事業

- ① 社会資本整備総合交付金の基幹事業等の交付対象となる事業(補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。)住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、狭あい道路整備等促進事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、空き家再生等推進事業、都市防災総合推進事業、都市再生区画整理事業、街路事業、都市公園・緑地等事業
- ② 以下の補助事業(民間事業者等に対する直接補助、補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。)防災・省エネまちづくり緊急促進事業、スマートウエルネス住宅等推進事業
- ③ 総合防災促進事業

補助率

- ①及び② 各事業の補助率、補助限度額に準じる。
- ③ 地方公共団体:国1/2、それ以外:国1/3、地方1/3
※ただし、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。

以下の事項は、従来の事業(国1/3、地方1/3)よりも高い補助率を適用

- ・地区公共施設整備:国1/2、地方1/2

※民間事業者が行うもので、整備後に地方公共団体が管理するものに限る。

事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構及び民間事業者等

